

安平町地域福祉

総合計画

第4期計画



令和6年3月

安平町

はじめに

近年の急速な少子高齢化や核家族化の進展などにより、家庭や地域でのつながりが薄れ、また、児童や高齢者への虐待、配偶者からの暴力、ひきこもりによる孤立化などの問題が生じている中、地域全体での助け合いや支え合い、行政による福祉サービスや予防的包括的支援が地域福祉に求められております。

本町では、このような現状を背景とし、“町民一人ひとりが安心して心豊かに暮らすことができる地域共生社会”の実現を目指すため、安平町地域福祉総合計画（第3期計画）を令和2年12月に策定しているところですが、今日まで3年が経過していることから計画の見直しを行い、今後5年を目途とした新たな福祉行政に取り組んで参りたいと考えているところでございます。

本計画では、安平町総合計画の地域福祉施策を踏まえ、「笑顔あふれる 助け合い・支え合いのまち あびら」を基本理念とし、本町の新たな地域福祉を確立するため、町民や自治会・町内会、町民活動団体、NPO法人団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、サービス提供事業者、町などがそれぞれの役割の中で、お互いに力を合わせられる関係をつくり、各種施策の展開に取り組んで参りますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたり、「安平町地域福祉総合検討推進会議」委員の皆さまをはじめ、多くの関係者の皆さまのご協力に対しまして心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

安平町長　及川　秀一郎

もくじ

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは	1
2 地域福祉の必要性と背景	1
3 計画策定の趣旨	2
4 計画の位置づけ	3
5 計画の期間	6
6 計画の策定体制	6

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 安平町の現況	
(1) 人口・年齢別割合の状況	8
(2) 世帯の状況	9
2 要支援者などの現状	
(1) 子どもの状況	10
(2) 高齢者の状況	11
(3) しうがい者の状況	13
(4) ひとり親家庭の状況	14
(5) 生活保護の状況	14
3 地域福祉の現状	
(1) 民生委員・児童委員の状況	15
(2) 福祉協力員の状況	15
(3) ボランティア団体の状況	15
(4) 自治会・町内会・農事組合の状況	16
(5) 子ども会の状況	17
(6) 老人クラブの状況	17
(7) 保健・医療・福祉施設の状況	18

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念	19
2 基本目標	20
3 施策の体系	22

第4章 施策の展開

基本目標1 ともに支え合う地域づくり

(1) 福祉教育の推進	24
(2) 人権意識の向上	26
(3) 地域ぐるみでの交流促進	27
(4) 地域福祉活動の拠点づくり	29
(5) 地域福祉ネットワークの構築	30

基本目標2 地域福祉活動の担い手づくり

(1) 地域福祉を担う人材・団体の育成	32
(2) 民生委員・児童委員活動の充実	34
(3) 社会福祉協議会活動の活性化	35

基本目標3 安心して利用できる福祉サービスの体制づくり

(1) 福祉サービスの情報提供の充実	36
(2) 相談・支援体制の整備と充実	37
(3) 福祉サービスの確保	38
(4) 成年後見制度の利用促進と福祉サービス利用者の保護	40
(5) 保健・医療・福祉間の連携強化と地域包括ケアシステムの構築	42

基本目標4 いきいきと生活できる支援体制づくり

(1) 在宅生活支援の充実	43
(2) 健康づくり・生きがいづくりの促進	45
(3) 次世代育成の支援	47

基本目標5 安心・安全に暮らせる生活環境づくり

(1) ユニバーサルデザインの推進	48
(2) 移動・交通手段の確保	49
(3) 地域の防犯・防災対策の推進	50

第5章 計画の推進

1 町民・地域・サービス提供事業者・町の協働による計画の推進	53
2 計画の普及啓発	54
3 計画の進行管理	54

資料編

■ 安平町地域福祉総合検討推進会議委員名簿	55
■ 用語の説明	56

第1章 計画策定にあたって

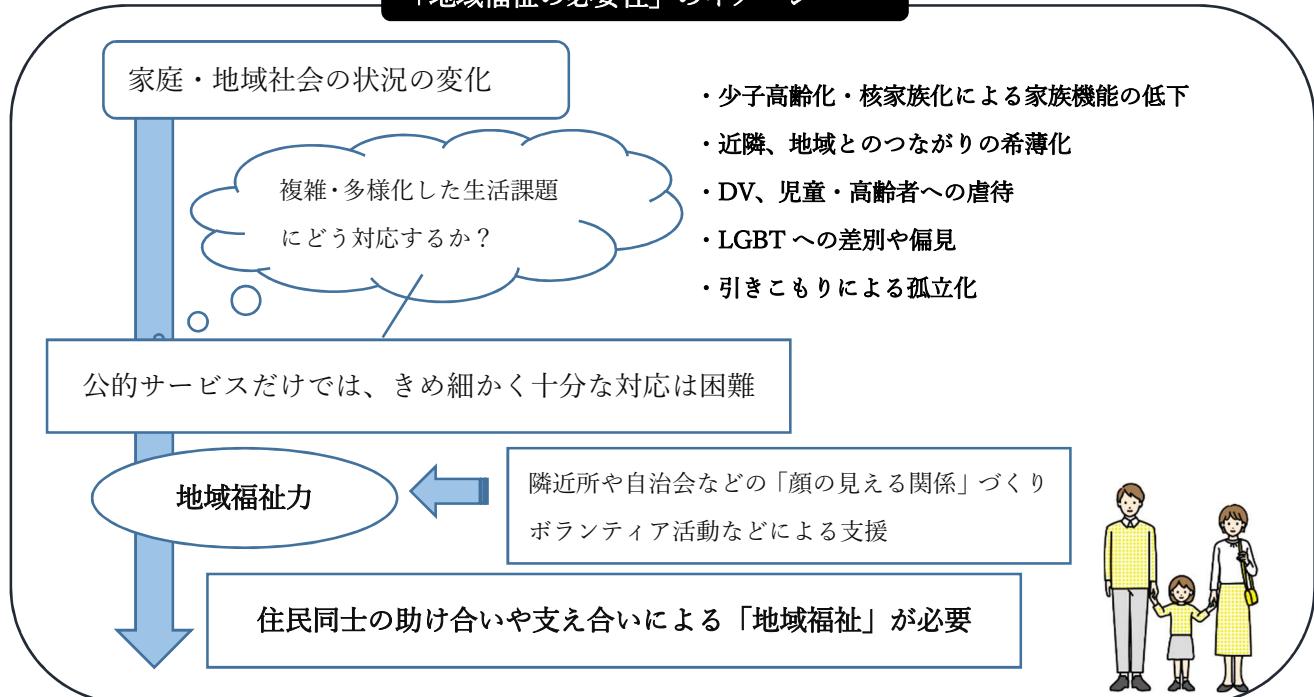
1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、一人ひとりの尊厳と人権を最大限に尊重する視点を持ちつつ、すべての人が住み慣れた地域で、その人らしく、安心して自立した生活を送る能够るように、住民や各種団体、サービス提供事業者、行政などが連携し協力し合い、地域全体で生活課題を解決する仕組みです。

2 地域福祉の必要性と背景

加速する少子高齢化や核家族化の進展などにより、家庭や地域でお互いが助け合い、支え合うという相互扶助の機能が薄れ、このため、高齢者やしうがい者など、生活上の支援を必要とする人、子どもや子育て家庭、ひとり暮らし世帯などが一層厳しい状況におかれています。また、児童や高齢者への虐待、配偶者からの暴力、LGBTへの差別や偏見、ひきこもりによる孤立化、などの問題も生じてきており、これら社会変容がもたらす複雑・多様化した生活課題、住民ニーズに対応するためには生活の拠点である地域における住民同士の助け合いや支え合いなど、地域全体での取り組みや行政による福祉サービスの一体化が今後の地域福祉に求められています。

「地域福祉の必要性」のイメージ



こうした中、国では、社会福祉法を一部改正し、地域福祉計画を地域における高齢者の福祉、しうがい者の福祉、児童の福祉その他の福祉分野の、いわゆる「上位計画」として位置付け、各分野における共通的な事項や包括的な支援体制の整備について盛り込み、地域共生社会の実現を図ることとしています。

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 包括的な支援体制の整備に関する事項（前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項）

3 計画策定の趣旨

本町においても少子高齢化が北海道平均を上回る速度で進んでおり、子育てや介護問題への影響、ひとり暮らし世帯の増加など、現実的な問題となって表面化し、地域全体での助け合いや支え合いの仕組みづくり、さらには福祉サービスに対する住民ニーズの多様化・高度化に対応するための保健・医療・福祉間の連携強化が求められています。

このような現状を踏まえ、地域の複雑・多様化した生活課題を、積極的かつ自発的に地域全体で解決していく仕組みづくりを確立するため、町民や自治会・町内会、町民活動団体、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、サービス提供事業者、町などが担う役割を明らかにし、“町民一人ひとりが住み慣れた地域で安心した暮らしができる地域社会”的実現を目指すことを目的として、平成21年度に「安平町地域福祉総合計画」を策定後、平成26年度に同計画の見直しを行い、さまざまな課題に取り組んできました。

しかしながら、深刻な経済不況による生活困窮者への自立支援対策や団塊の世代が75歳となる令和7年を目途に、保健・医療・福祉に介護を加えた、地域包括ケアシステムのさらなる構築とその体制を権利擁護の面から支える成年後見制度の利用促進など新たな課題に対応できる仕組みを構築できるよう、令和5年度で計画が終了となる「第3次安平町地域福祉総合計画」を見直し、ここに「第4次安平町地域福祉総合計画」を策定します。

4 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、サービスの提供促進と提供体制の整備に関わる事項を盛り込むことから、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として、地域福祉を推進するための基本的な計画としての性格を持つものです。

(2) 総合計画との関係

本計画は、町の基本構想である「安平町総合計画」を上位計画として位置づけ、今後の安平町における新たな地域福祉を確立するための福祉の基本計画として策定します。

(3) 保健福祉分野の個別計画との関係

本町では現在、児童、高齢者、しうがい者などを対象とした「安平町子ども・子育て支援事業計画」、「安平町高齢者福祉計画」、「安平町介護保険事業計画」、「安平町しうがい福祉計画」、「安平町しうがい児福祉計画」、「健康あびら21」を策定し、それぞれの分野で施策推進の基本的方向、サービス基盤の整備などに関する具体的な目標数値を設定し、さまざまな施策・事業を展開しています。

本計画は、上記の個別計画を、横断的に地域福祉を推進させる基本的方向性を示すもので、個別計画に共通する課題や個別計画に含まれない施策（地域福祉に関する施策※1）についての取り組みを提示するものです。

※1 地域における生活課題を解決するために町民や自治会・町内会、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、サービス提供事業者などと町が連携を図りながら取り組む施策

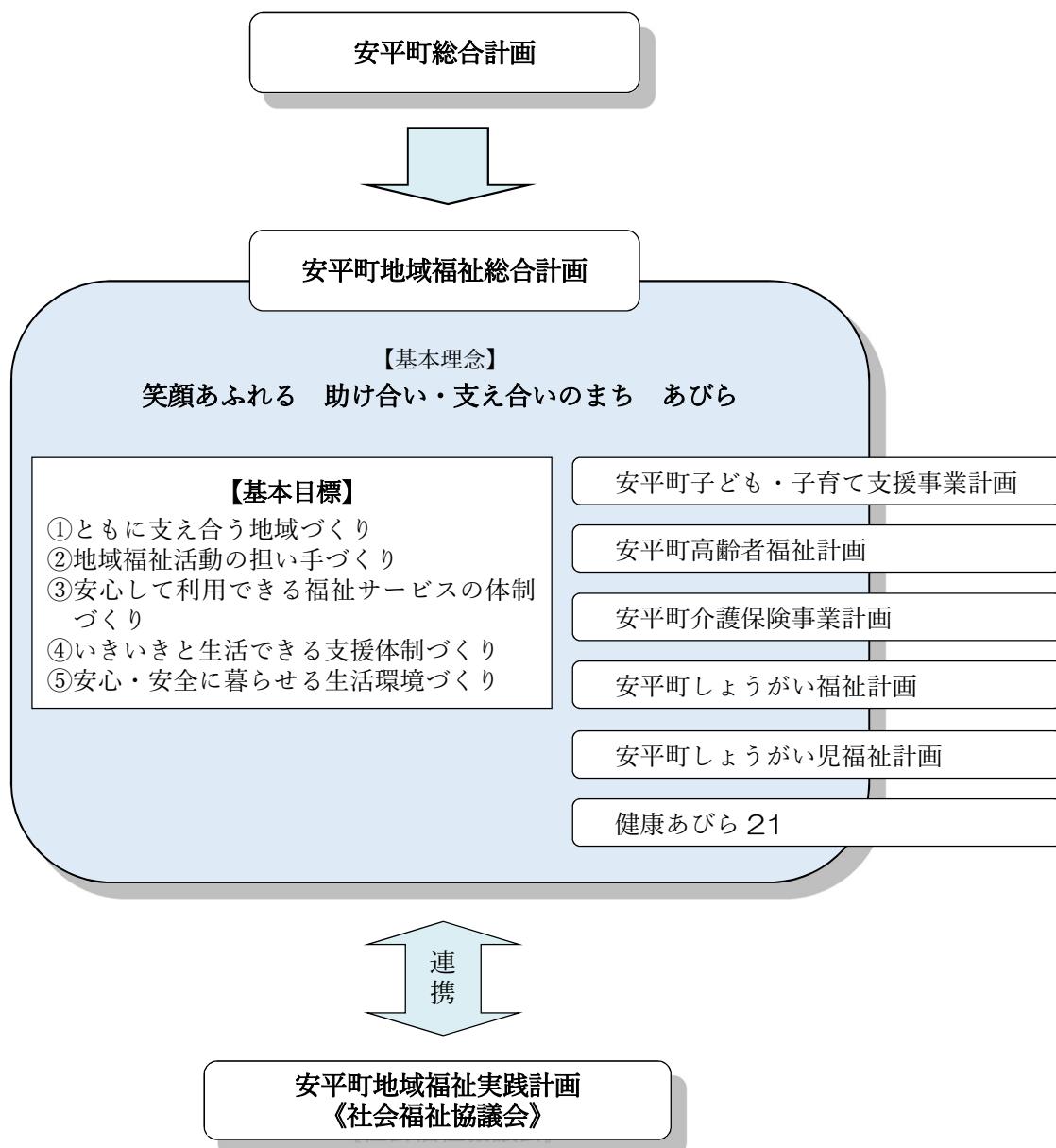
なお、本計画と策定済の個別計画の対象分野とが重なる場合は、個別計画の全部または一部をもって本計画の一部とみなすものとします。

(4) 安平町地域福祉実践計画との関係

安平町社会福祉協議会が策定している「安平町地域福祉実践計画」は、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、新たな地域福祉を確立するために策定する本計画と目的が共通することから、相互に連携を図ります。

「第1章 計画策定にあたって」

■ 安平町地域福祉総合計画と他計画との関係



■ 保健福祉分野の個別計画の概要

・安平町子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法に基づき、子どもが心身ともに健やかに成長するための環境整備、児童虐待や児童の犯罪被害など新たな社会問題についての対応を含めて、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する「子育ての社会化」「子どもにやさしいまちづくり」を目指す行動計画です。

・安平町高齢者福祉計画／安平町介護保険事業計画

老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢社会が進展する中で、高齢者が住み慣れた地域で健康で自立した生活が送れるよう、健康寿命の延伸と要介護者支援の充実への取り組みを総合的・体系的に整えた計画です。

・安平町しょうがい福祉計画／安平町しょうがい児福祉計画

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、しょうがいのある人もない人もお互いにひとりの人間として尊重し合い、ともに生き、ともに過ごすことのできる地域をつくるための、しょうがい者及びしょうがい児施策の総合的な計画です。

・健康あびら21

健康寿命の延伸を目指し策定された「健康日本21」及び健康増進法に基づき、町民すべてが、住み慣れた地域でいきいきとした生活が送れることを目指し、母子及び成人保健事業の基本的な方向とその実現に必要な方策を明らかにするための計画です。



6 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和10年度までの5ヵ年計画とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢などの変化、地域福祉政策の動向などを踏まえて必要に応じ計画を見直します。

7 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、住民参加を基本とした計画づくりを目指し、計画への意見反映に努めました。

（1）安平町地域福祉総合検討推進会議地域福祉部会の開催

本町の保健・医療・福祉施策の総合的推進を図ることを目的に設置された「安平町地域福祉総合検討推進会議地域福祉部会」において協議を行いました。

（2）庁内検討組織の設置

地域福祉に係る施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、保健・医療・福祉・介護などを所管する庁内関係課職員及び社会福祉協議会職員で構成する「地域福祉総合計画策定プロジェクト会議」を設置し、計画内容の検討調整を行いました。

（3）住民参加

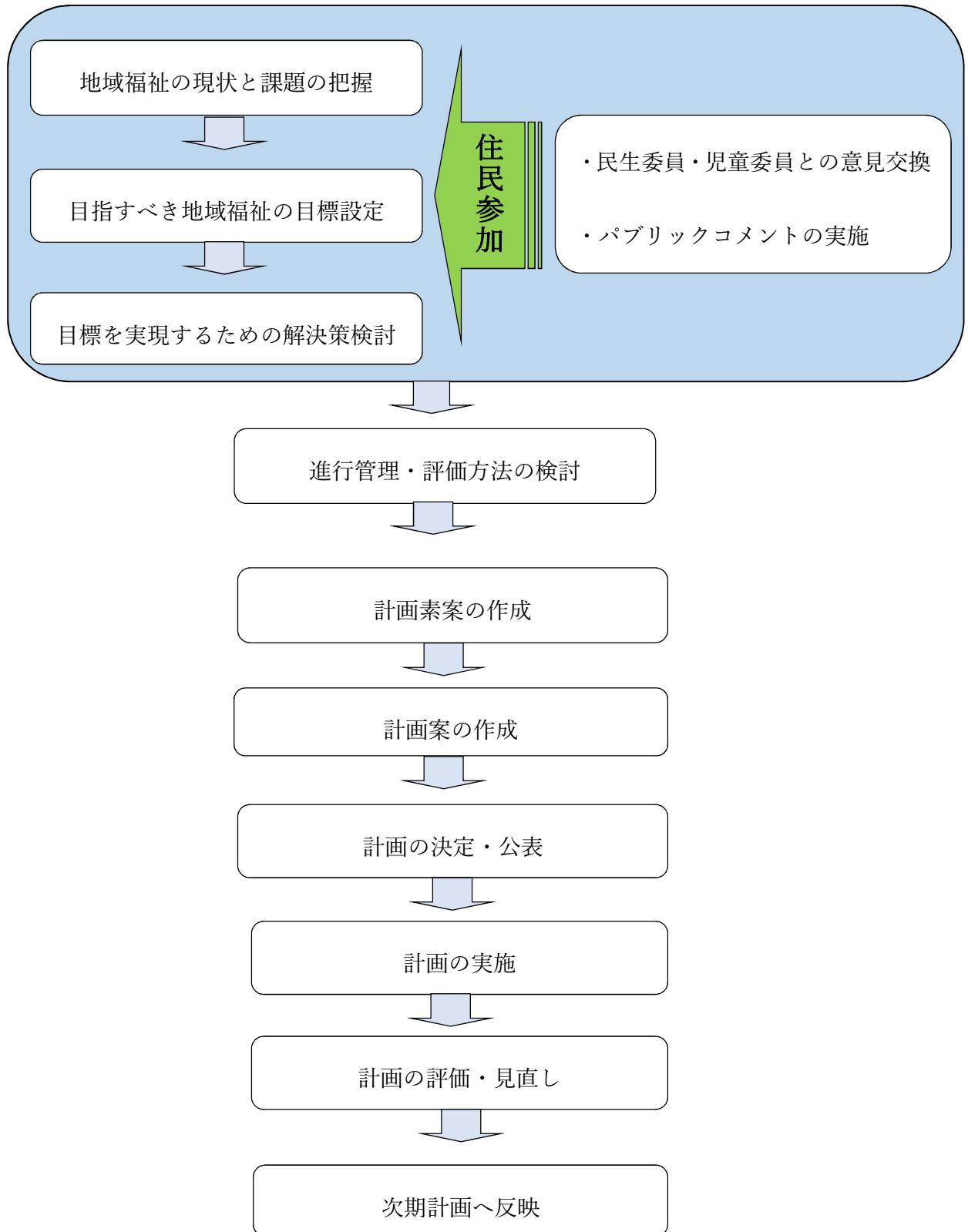
■ 民生委員・児童委員との意見交換

地域に根ざした計画とするため、地域福祉活動の重要な担い手である民生委員・児童委員との意見交換を行いました。

■ パブリックコメントの実施

広く町民等から意見を募集し、計画に反映させるためパブリックコメント（意見公募）を行いました。

■ 安平町地域福祉総合計画策定・推進の手順



第2章

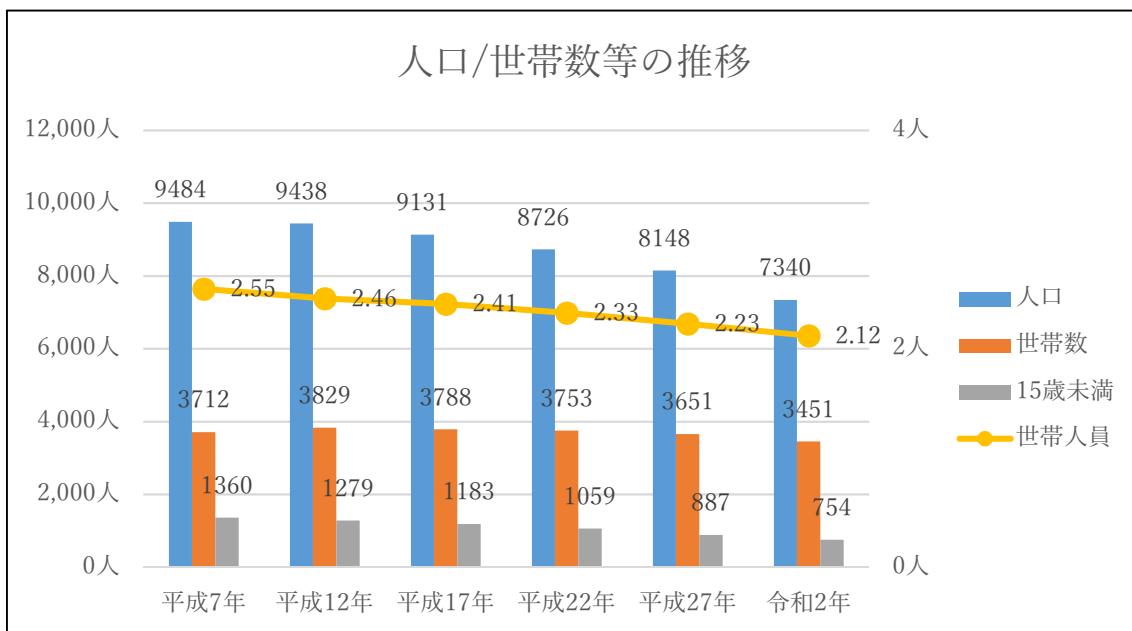
地域福祉を取り巻く現状と課題

1 安平町の現況

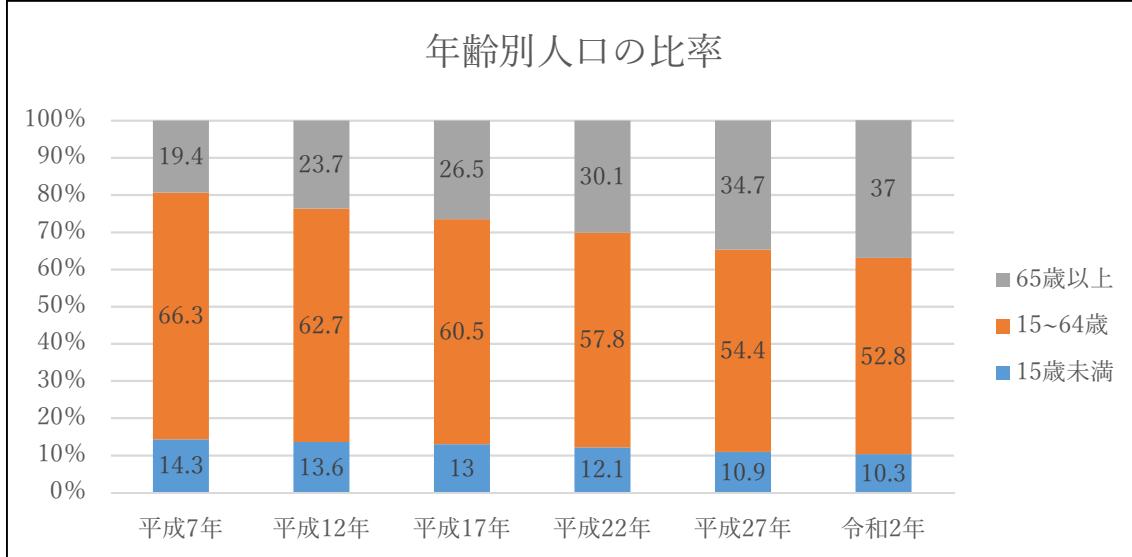
(1) 人口・年齢別割合の状況

本町の人口は、昭和55年の国勢調査で1万1千人を超えていましたが、その後、平成2年にかけて大きく減少し、その後においても人口減少が続いています。

年齢別割合では、65歳以上の高齢者が徐々に増え、平成7年には高齢者の人口が15歳未満の人口を超え、少子高齢化の影響が顕著に現われています。近年、下記表以降の安平町においては人口減少が抑えられ、増加傾向となっているのが特徴です。



※平成17年以前の数値は、旧早来町と旧追分町の合計数（以下の表においても同様）

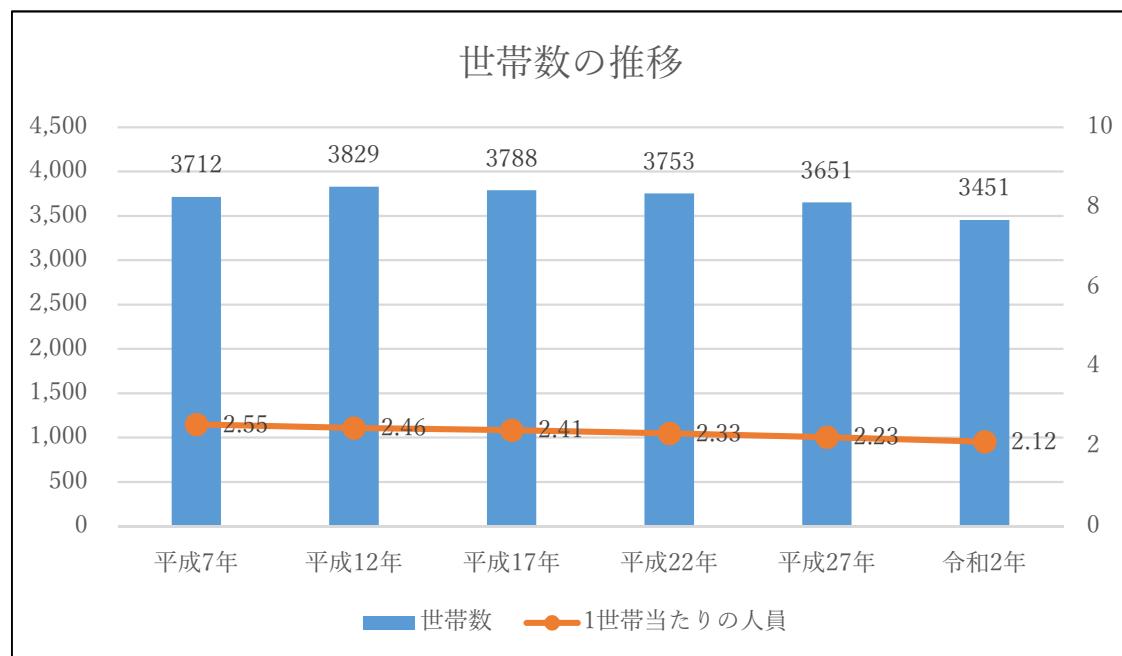


「第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題」

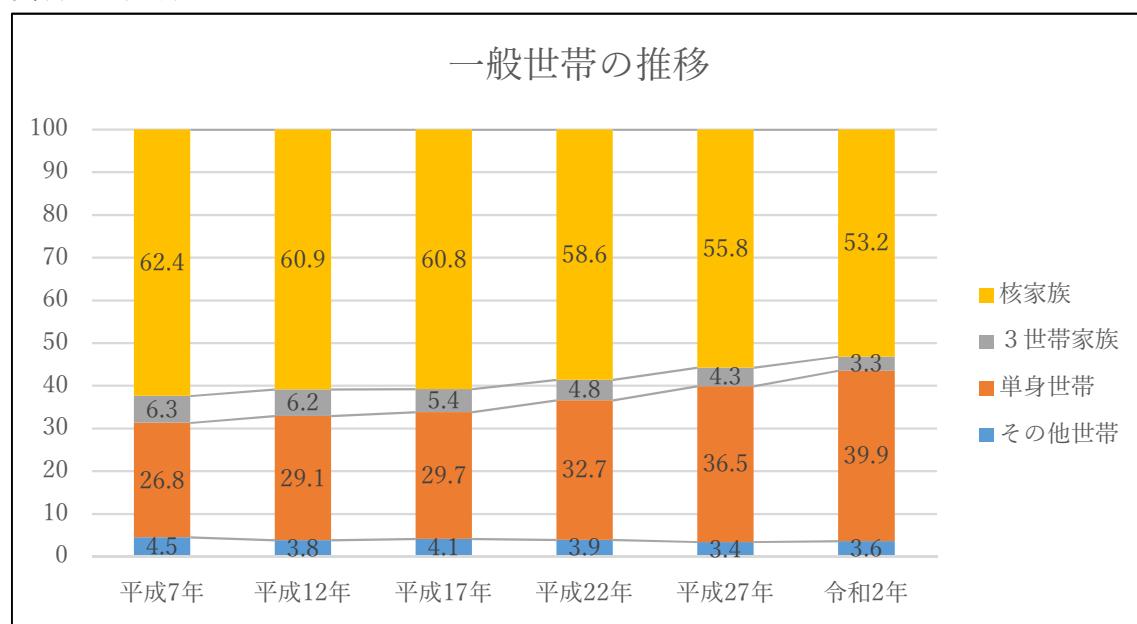
(2) 世帯の状況

世帯数の推移をみると、平成7年の3,712世帯から平成12年には3,829世帯へと増加しているものの、1世帯当たりの人員は2.55人から2.12人と大きく減少し、少子化、核家族化が進行しています。しかし、近年は増加傾向にあり、令和5年11月末時点では4,020世帯となっており、増加傾向にあります。

また、一般世帯^{※1}の推移をみると、3世代世帯の割合がゆるやかに減少し続け、一方で単身世帯の割合は、平成7年の26.8%から令和2年には39.9%と約1.5倍に増加しています。



資料 国勢調査



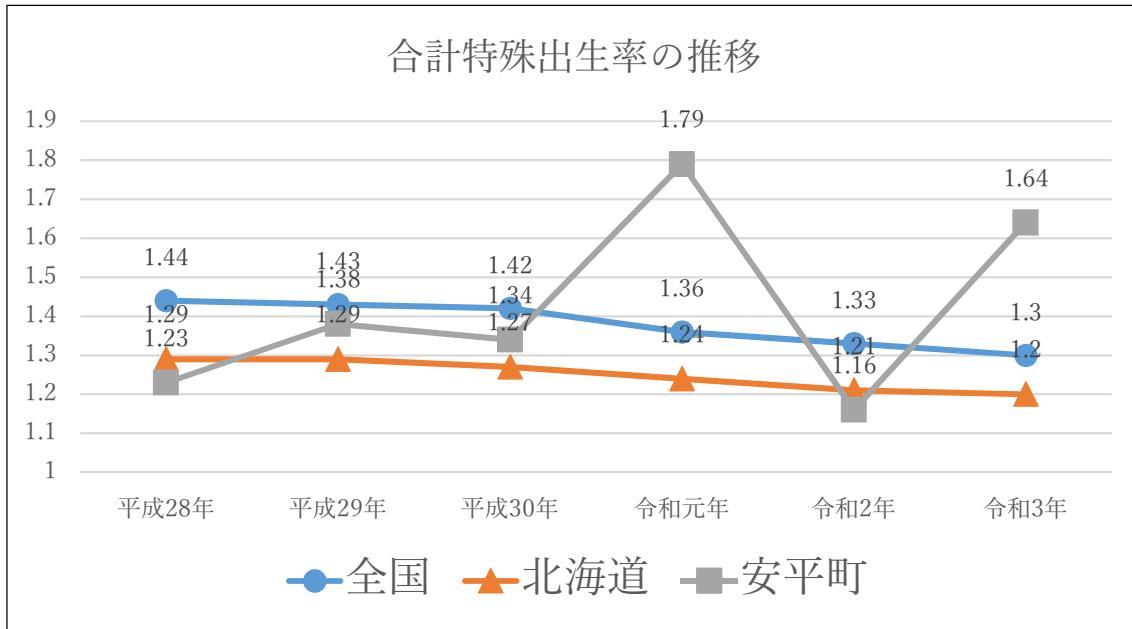
資料 国勢調査

※1 一般世帯とは、総世帯数から施設等の世帯を除いたもの。

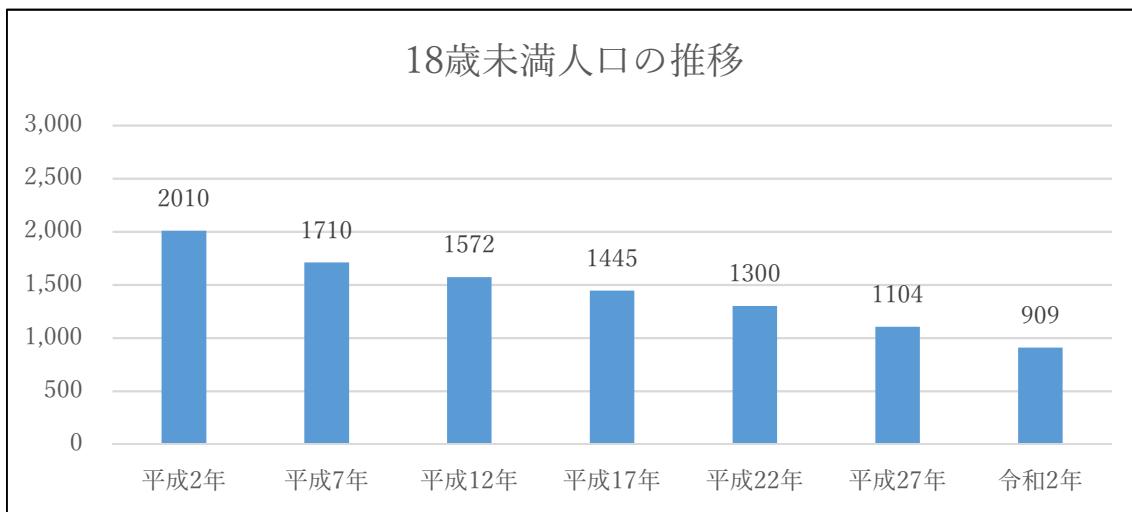
2 要支援者などの現状

(1) 子どもの状況

本町の合計特殊出生率は、北海道平均より高く推移しており、平成28年には北海道平均よりも下回ったものの平成29年からは、再び北海道平均を上回りましたが、18歳未満人口※¹については、年々減少している状況です。



資料：全国、北海道-厚生労働省「人口動態統計」 安平町-税務住民課



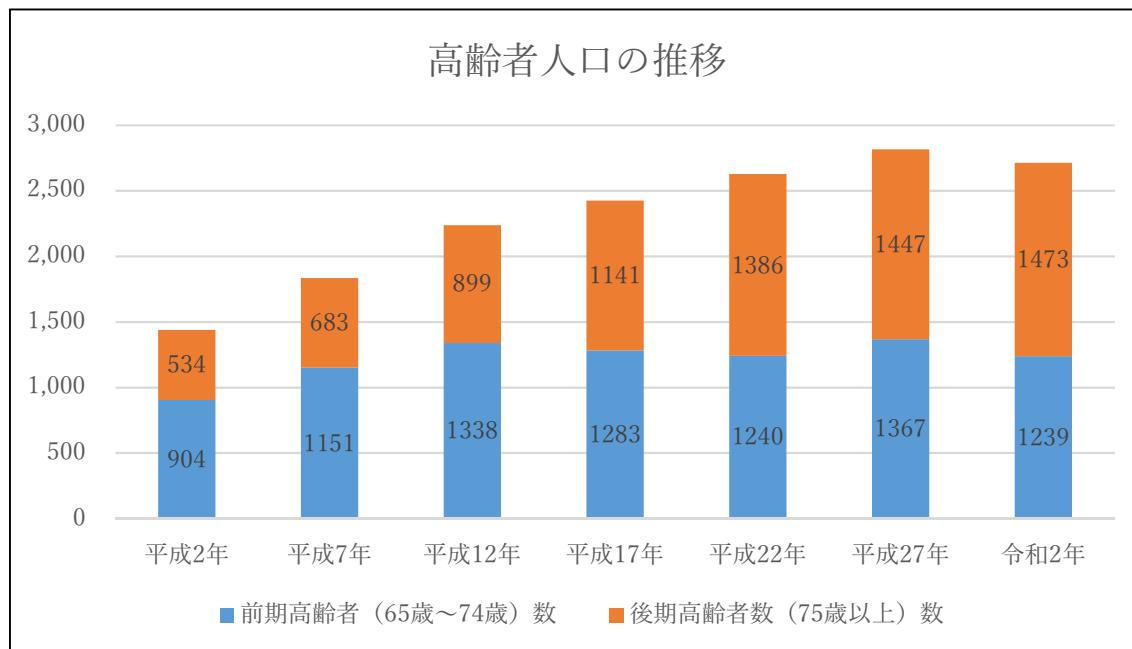
資料国勢調査 ※児童福祉法で定義する子どもは「18歳未満」とされています。

「第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題」

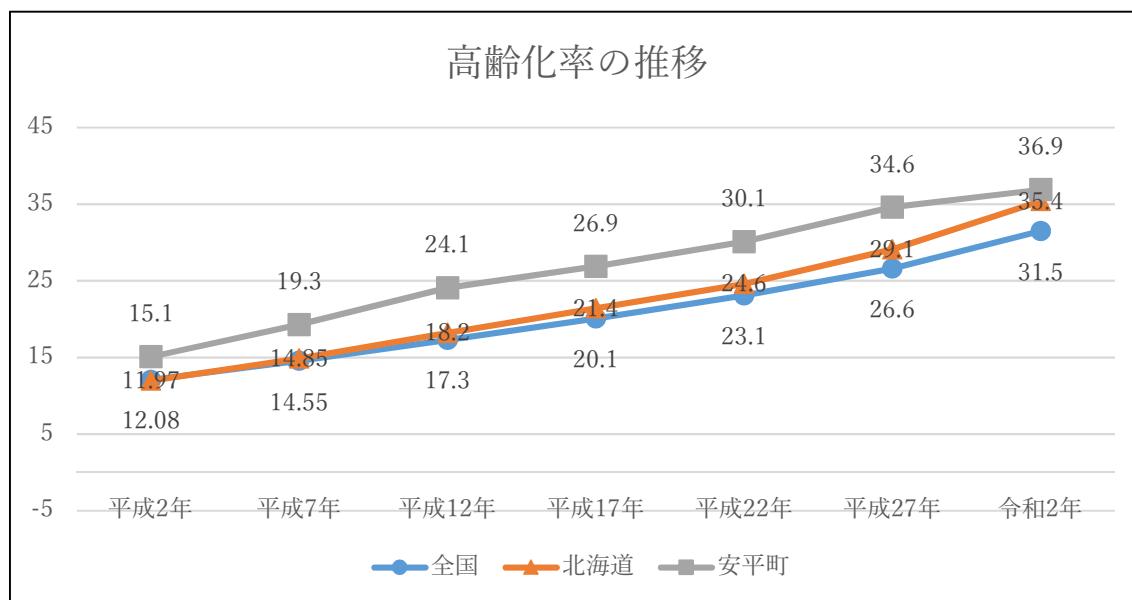
(2) 高齢者の状況

高齢者の人口は、前期高齢者（65歳～74歳）・後期高齢者（75歳以上）ともに増加し続け、令和2年においても、高齢者数自体は下がっているものの、人口も同時に減少しているため、高齢化率は上昇しています。特に後期高齢者の伸びが大きくなっています。

また、本町の高齢化率は、近年では、減少傾向であり、令和5年11月末時点で37.20%となっています。



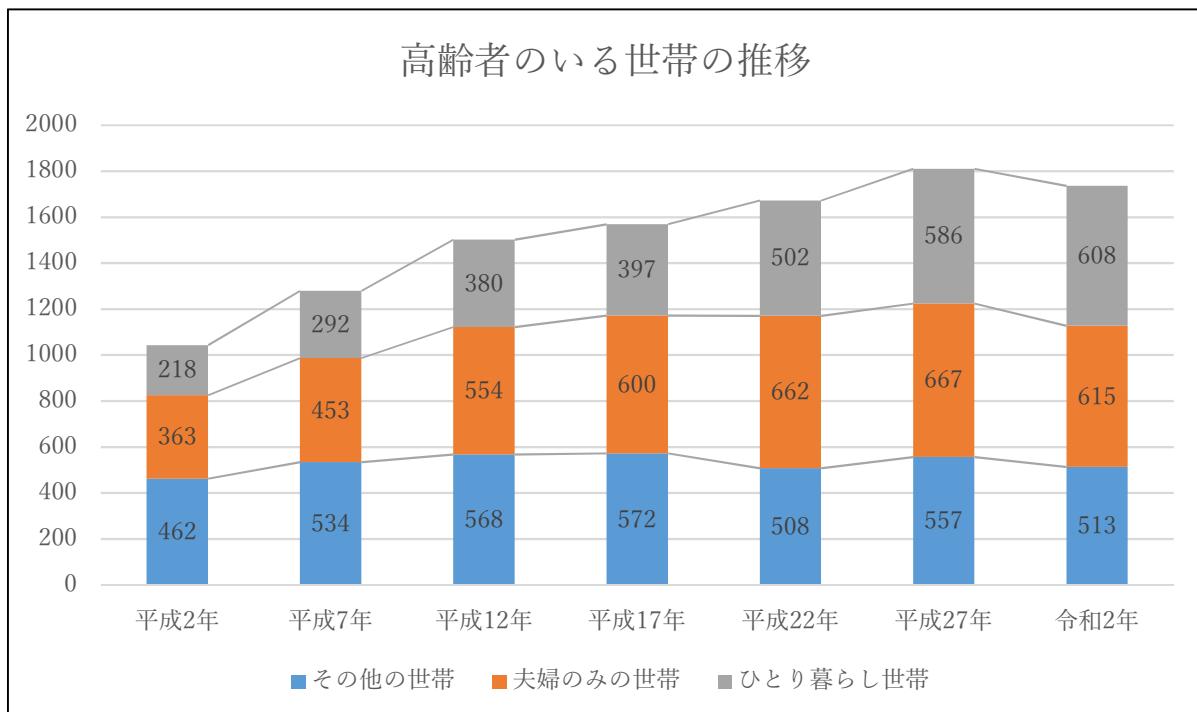
資料 国勢調査



資料 国勢調査

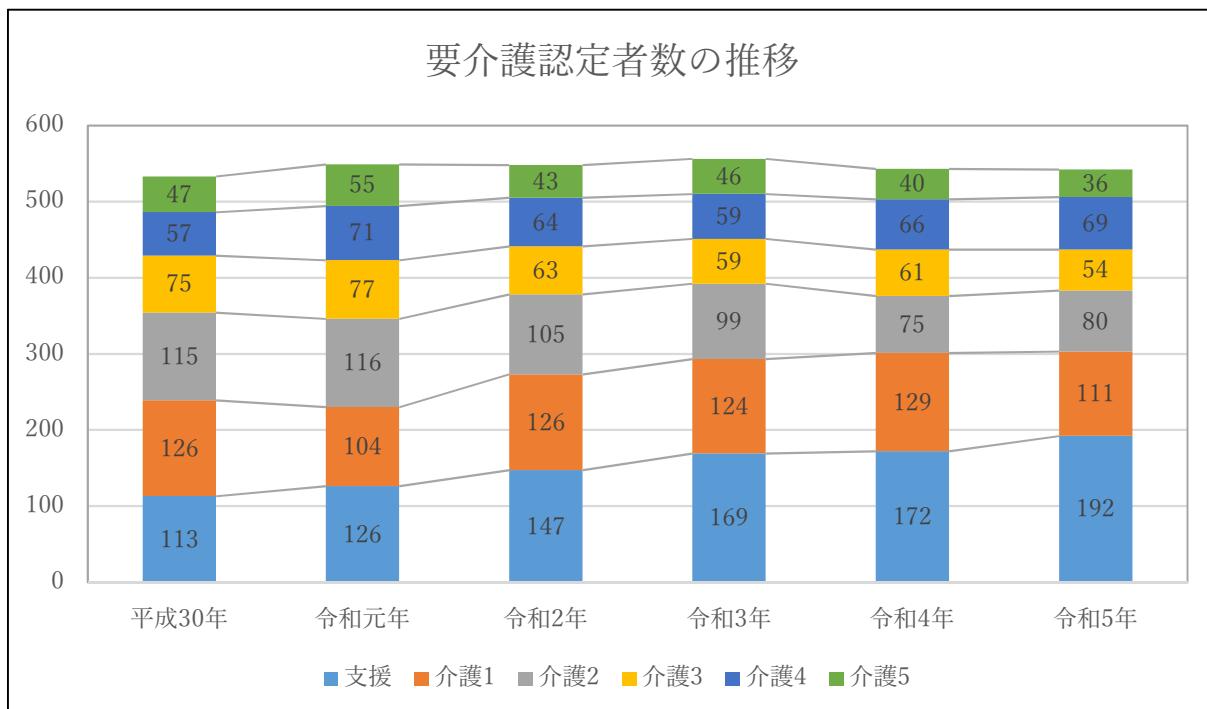
「第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題」

65歳以上の高齢者のいる世帯は、「ひとり暮らし世帯」や「夫婦のみの世帯」が大幅に増加しています。



資料 国勢調査

要介護等認定者数^{※1}は概ね横ばいで推移していますが、要支援者数が増加傾向にあります。



資料 健康福祉課（各年3月末現在）

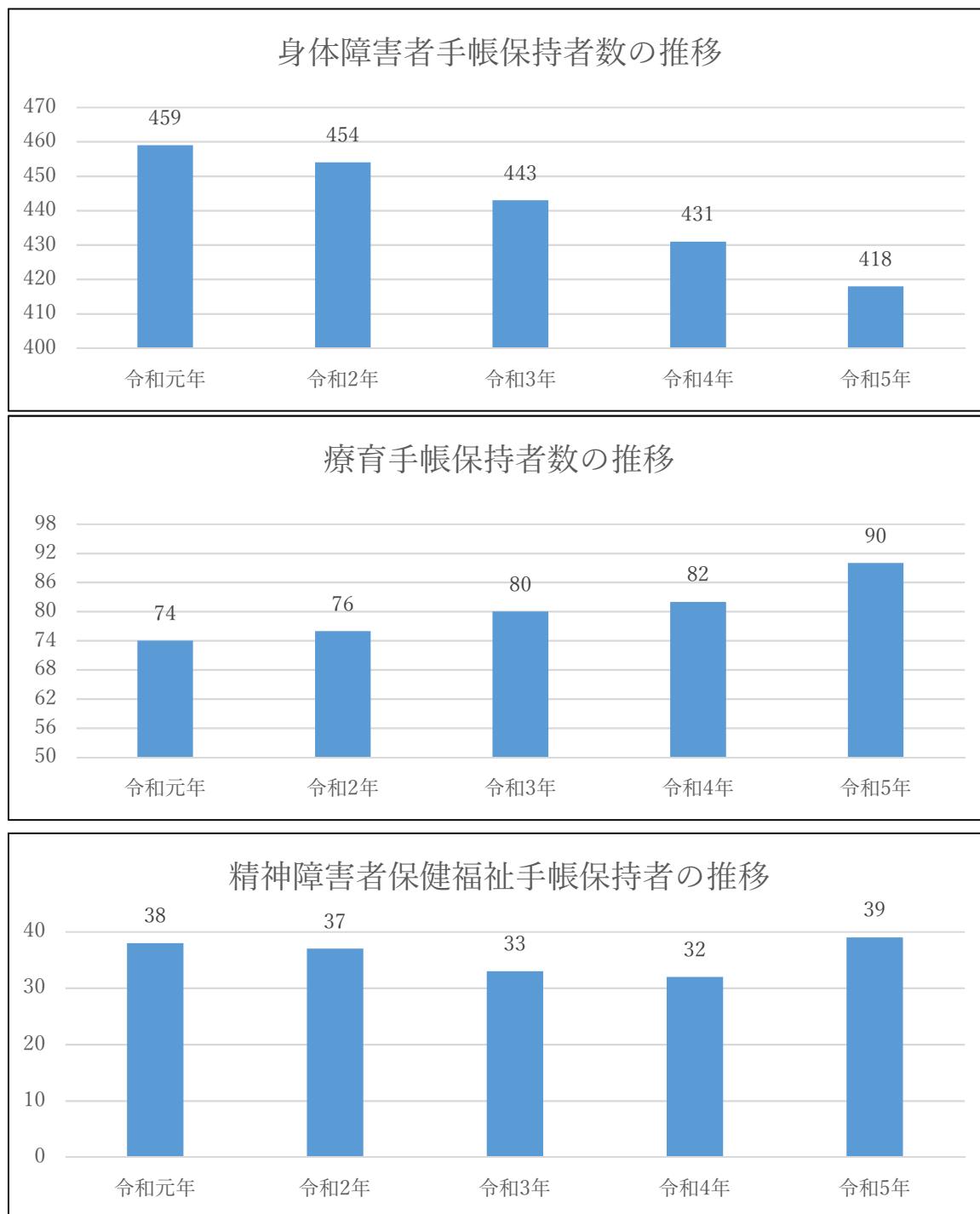
※1 要介護等認定者数とは、要支援認定者及び要介護認定者の合計数

※要支援は、要支援1と要支援2の合計数

「第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題」

(3) しうがい者の状況

各種手帳の所持者の推移をみると、身体障害者手帳は所持者の6割以上が高齢者であることから、死亡に伴う返還もあり、減少傾向にあります。療育手帳は施設入所などの居住場所の変化もあるため、年により若干の増減がみられています。精神障害者保健福祉手帳は概ね横ばいの傾向にありましたが、発達障害の普及啓発もあり、障害者雇用枠での就労を目的とした取得件数の増加がありました。

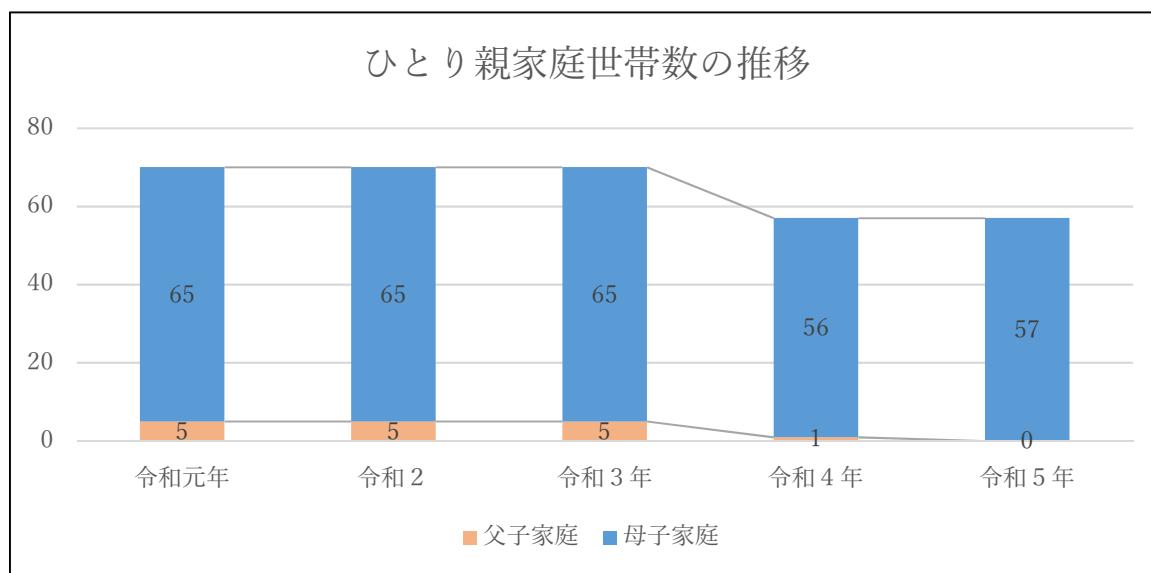


資料 健康福祉課（各年3月31日現在）

「第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題」

(4) ひとり親家庭の状況

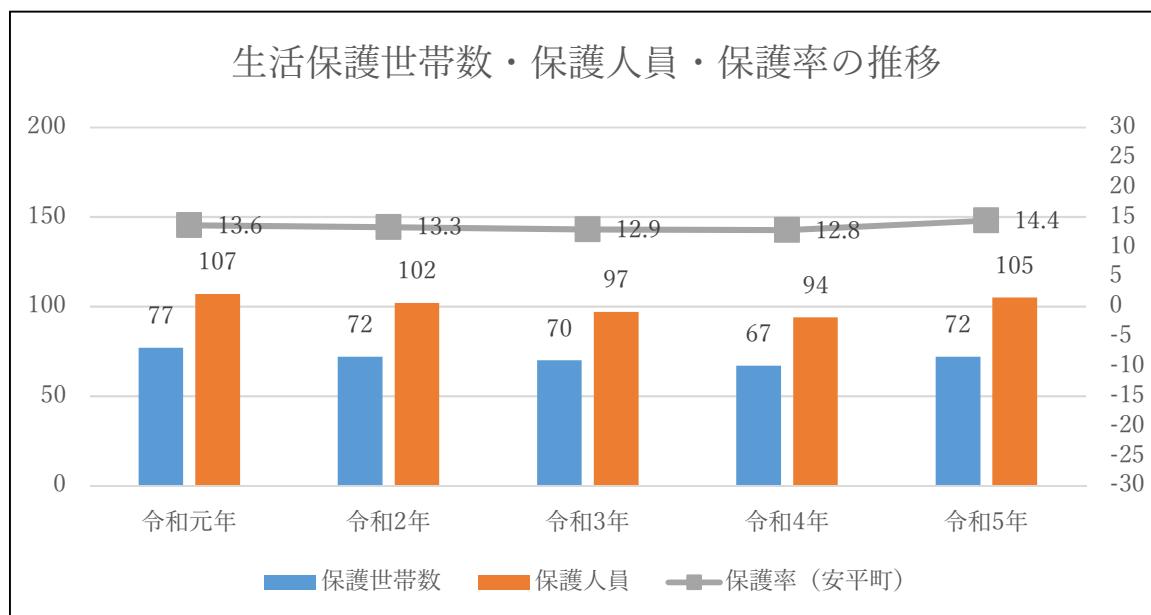
ひとり親家庭世帯数は、母子家庭、父子家庭共に減少傾向にあります。



資料 健康福祉課（各年3月31日現在）

(5) 生活保護の状況

生活保護世帯数、保護人員ともに、ほぼ横ばいに推移しています。



資料：胆振総合振興局

3 地域福祉の現状

(1) 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員及び主任児童委員は、支援を必要としている人たちを町や関係機関へつなぐ「橋渡し役」として活動しています。

民生委員	主任児童委員	一人当たりの平均担当人口	一人当たりの平均世帯数
30人	4人	243人	132世帯

資料：健康福祉課（令和5年4月1日現在）

※主任児童委員は担当地区を持たないので、一人当たりの平均担当人口及び平均担当世帯について、主任児童委員数を除いて算出。

(2) 福祉協力員の状況

安平町社会福祉協議会では、自治会・町内会単位に福祉協力員を置いています。福祉協力員は、社会福祉協議会や町とのパイプ役になる人たちです。

自治会・町内会名	配置数	自治会・町内会名	配置数
瑞穂自治会	4人	遠浅自治会	5人
安平第1自治会	4人	東遠浅自治会	2人
安平第2自治会	1人	遠浅酪農自治会	4人
安平第3自治会	2人	富岡自治会	2人
緑丘自治会	2人	第1町内会	7人
守田自治会	1人	第2町内会	1人
東早来自治会	1人	第3町内会	3人
北進自治会	2人	第4町内会	4人
あかね自治会	1人	青葉町内会	5人
しらかば自治会	3人	花園町内会	4人
ときわ自治会	1人	若草町内会	10人
あけぼの自治会	5人	豊栄町内会	5人
さかえ自治会	2人	旭陽農事組合	2人
北町自治会	3人	美園自治会	5人
新栄第1自治会	1人	明春辺農事組合	7人

合計 99人

資料：社会福祉協議会（令和5年4月1日現在）

(3) ボランティア団体の状況

安平町社会福祉協議会では、ボランティアセンターを設置し、さまざまなボランティア研修事業を通じ、地域福祉を推進しています。

ボランティア団体の登録状況

登録団体数	登録者数
30団体	395人

資料 社会福祉協議会（令和5年4月1日現在）

「第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題」

(4) 自治会・町内会・農事組合の状況

町内には、34の単位自治会や町内会、農事組合があり、地域における住民自治活動を展開しています。

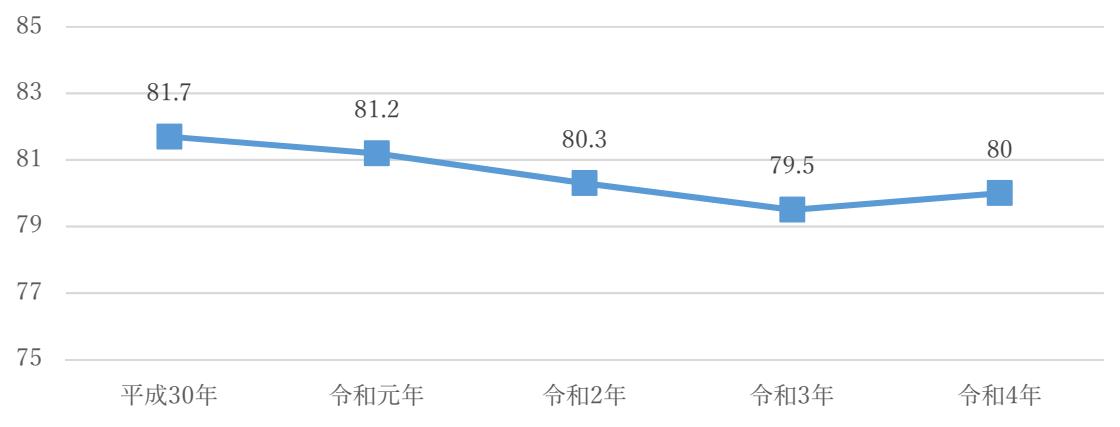
なお、自治会・町内会・農事組合の加入率は、年々減少傾向にあり、平成30年の81.7%から、令和4年には80.0%となっています。

自治会・町内会・農事組合の状況

自治会・町内会名	世帯数	自治会・町内会名	世帯数
瑞穂自治会	29世帯	東遠浅自治会	34世帯
安平第1自治会	134世帯	遠浅酪農自治会	33世帯
安平第2自治会	13世帯	富岡自治会	47世帯
安平第3自治会	12世帯	第1町内会	162世帯
緑丘自治会	15世帯	第2町内会	32世帯
守田自治会	22世帯	第3町内会	40世帯
東早来自治会	18世帯	第4町内会	205世帯
北進自治会	186世帯	青葉町内会	331世帯
あかね自治会	126世帯	花園町内会	205世帯
しらかば自治会	118世帯	若草町内会	259世帯
ときわ自治会	132世帯	中央町内会	27世帯
あけぼの自治会	125世帯	旭陽農事組合	27世帯
さかえ自治会	310世帯	美園自治会	33世帯
北町自治会	116世帯	西追分農事組合	8世帯
新栄第1自治会	17世帯	豊栄自治会	35世帯
新栄第2自治会	9世帯	明春辺農事組合	28世帯
源武自治会	5世帯	その他	14世帯
遠浅自治会	242世帯	合計	3149世帯

資料 政策推進課（令和5年4月1日現在）

自治会・町内会・農事組合の加入率



資料 政策推進課（令和5年4月1日現在）

(5) 子ども会の状況

各地域で組織されている単位子ども会は町内に16あり、子どもたちの健全な発達を願い、さまざまな子ども会活動を行っています。

子ども会の状況

子ども会名	児童数	子ども会名	児童数
安平子ども会	18人	富岡子ども会	10人
北進子ども会	16人	青空子ども会	18人
あかね子ども会	20人	ひまわり子ども会	34人
しらかば子ども会	15人	かしわ子ども会	17人
ときわ子ども会	13人	こだま子ども会	16人
あけぼの子ども会	9人	若草子ども会	16人
さかえ子ども会	37人	自然子ども会	10人
北町子ども会	8人		
遠浅子ども会	46人	合計	303人

資料 社会教育グループ（令和5年4月1日現在）

(6) 老人クラブの状況

老人クラブは、地域を単位とし環境美化活動やスポーツ・文化活動などの自主活動を通じ、地域福祉の担い手として活動しています。

老人クラブの状況

老人クラブ	会員数
早来かしわ会	55人
安平柏寿会	30人
遠浅朋友会	24人
松葉会	51人
花若会	58人
青葉会	35人
寿の会	22人
友の会	35人
合計	310人

資料 健康福祉課（令和5年4月1日現在）

(7) 保健・医療・福祉施設の状況

町内の保健・医療・福祉施設の状況は次のようになっています。

保健・医療・福祉施設の状況

区分	施設種別	か所数
保健関係	保健センター	1 か所
医療関係	診療所	2 か所
	歯科医院	4 か所
子育て関係	認定こども園	2 か所
	児童館・児童センター	2 か所
	放課後児童クラブ	2 か所
	子育て支援センター	2 か所
	小規模保育事業所	1 か所
高齢者関係	特別養護老人ホーム	2 か所
	デイサービスセンター	3 か所
	グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	3 か所
	ケアハウス (軽費老人ホーム)	1 か所
	高齢者生活共同施設	2 か所
	高齢者住宅	1 か所
	小規模多機能居宅介護支援事業所	1 か所
	地域包括支援センター	1 か所
しうがい関係	グループホーム (共同生活援助)	3 か所
	障害者支援施設	2 か所
	地域活動支援センター	1 か所

資料 健康福祉課

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

地域福祉の推進にあたっては、社会福祉法第3条に規定する「福祉サービスの基本的理念」及び同法第4条に規定する「地域福祉の推進」の目的の下、社会の構造変化がもたらす複雑・多様化した暮らしの変化を踏まえ、これまでの支える側、支えられる側という枠を超えて人と人、人と社会がつながることで町民一人ひとりが生きがいや役割をもって、安心して暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指して創り上げていく必要があります。

社会福祉法（抜粋）

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

本町は、総合計画において、『育てたい　暮らしたい　帰りたい　みんなで未来へ駆けるまち』を基本テーマとし、その実現のため、まちづくりの基本的な取り組みの方向性として「地域福祉施策」の中で「支え合いと助け合いによる地域福祉の推進」を基本目標の一つとして掲げています。

本計画では、この基本テーマや基本目標を踏まえ、これから地域の生活課題を、子ども、高齢者、しうがいのある人といった限られた人だけを対象とするものではなく、地域に暮らす全ての人が助け合い、支え合いながら解決することが重要であるという考え方から、基本理念を次のように定めます。

《基本理念》

**笑顔あふれる
助け合い・支え合いのまち
あびら**

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の5つを基本目標に定め、具体的な施策を推進します。

基本目標1

ともに支え合う地域づくり

誰もが安心して住み続けられる地域づくりの基本は、お互いの人権を尊重し、困ったことがあったらお互いに助け合い、支え合うという気持ちの醸成です。

このため、町民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、家庭や学校教育、生涯学習における福祉教育の推進や人権意識の向上を図ります。

また、地域における人間関係が希薄化している中で、高齢者やしうがい者、児童等が、地域住民と共に集まり、交流することができるよう環境整備を図るとともに、町民や各種団体、町などの連携による、地域で支え合うネットワークづくりを推進します。

基本目標2

地域福祉活動の担い手づくり

地域福祉を推進するためには、地域福祉活動の中心となる人材や福祉関係団体などの確保・育成が必要不可欠です。

このため、地域福祉を担う人材の発掘・育成、ボランティア団体や福祉関係団体などの育成・支援に努めます。

また、地域福祉活動の担い手の一員である民生委員・児童委員及び地域福祉推進の中心的役割を果たす社会福祉協議会の活動支援に努めます。

基本目標3

安心して利用できる福祉サービスの体制づくり

生活困窮者の自立支援に向けた相談体制の整備とサービス利用者が適切な情報を入手できるようにするために、情報提供体制の充実を図ります。

また、誰もが安心して利用できる福祉サービスを確保するとともに、成年後見制度の利用を促進し、併せて、サービス利用者が苦情や要望の申し出をしやすい環境を整えるなど、サービス利用者の保護に努めます。

さらに、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

基本目標4

いきいきと生活できる支援体制づくり

自立した生活を送ることが困難な人たちが、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅生活支援の充実と介護する家族への支援に努めます。

また、子どもから高齢者まで誰もが健康でいきいきと生活することができるよう、介護予防を含めた健康づくりや生きがいづくりの促進を図るとともに、これからの中社会を担う大切な子どもたちを地域ぐるみで育てるための支援に努めます。

基本目標5

安心・安全に暮らせる生活環境づくり

町民一人ひとりが住み慣れた家や地域で安心して暮らすためには、子どもから高齢者まで、また、しょうがいのある人もない人も、誰もが安心・安全に暮らせる生活環境づくりが大切です。

このため、ユニバーサルデザインに基づく、道路・公共施設などの生活環境の整備や町民が安心して外出できる環境づくり、さらには、子どもや高齢者、しょうがい者などを犯罪や災害から守る地域の防犯・防災対策の推進を図ります。



3 施策の体系

《基本理念》

《基本目標》

《主要施策》

笑顔あふれる
助け合い・支え合いのまち
あびら

基本目標1
ともに支え合う地域づくり

- (1) 福祉教育の推進
- (2) 人権意識の向上
- (3) 地域ぐるみでの交流促進
- (4) 地域福祉活動の拠点づくり
- (5) 地域福祉ネットワークの構築

基本目標2
地域福祉活動の担い手づくり

- (1) 地域福祉を担う人材・団体の育成
- (2) 民生委員・児童委員活動の充実
- (3) 社会福祉協議会活動の活性化

基本目標3
安心して利用できる福祉サービスの体制づくり

- (1) 福祉サービスの情報提供の充実
- (2) 相談・支援体制の整備と充実
- (3) 福祉サービスの確保
- (4) 成年後見制度の利用促進と福祉サービス利用者の保護
- (5) 保健・医療・福祉間の連携強化と地域包括ケアシステムの構築

基本目標4
いきいきと生活できる支援体制づくり

- (1) 在宅生活支援の充実
- (2) 健康づくり・生きがいづくりの促進
- (3) 次世代育成の支援

基本目標5
安心・安全に暮らせる生活環境づくり

- (1) ユニバーサルデザインの推進
- (2) 移動・交通手段の確保
- (3) 地域の防犯・防災対策の推進

第4章

施策の展開

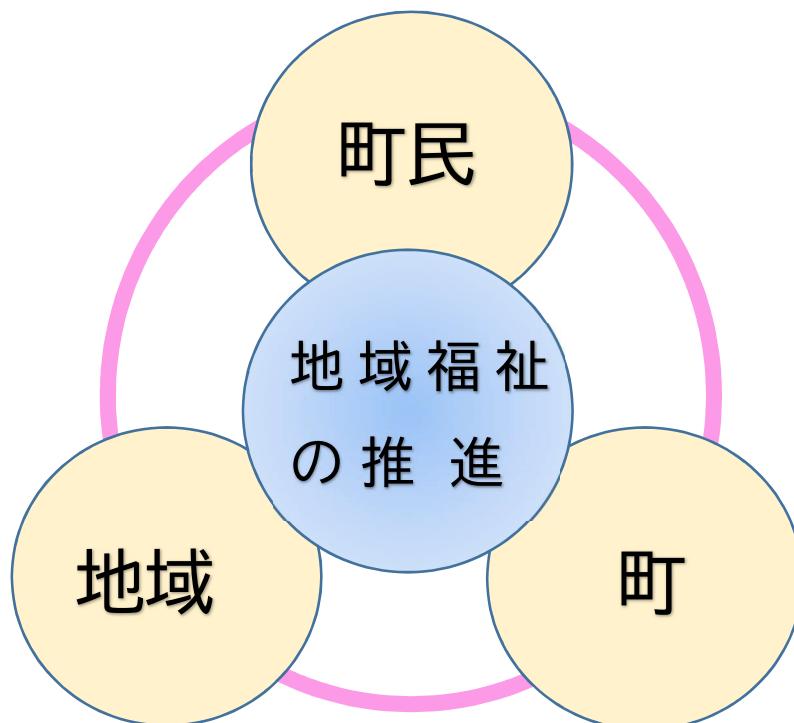
◎施策の展開にあたって

<町民・地域・町の役割>

これから町内全域で地域福祉を推進していくためには、町民・地域・町がそれぞれの役割に応じて、主体的かつ積極的に行動しつつ、三者が相互に協力して取り組むことが必要です。

そのため、本計画では、主要施策ごとに、地域福祉の主役となる「町民」と地域福祉の推進役となる「地域」、それから、地域福祉の基盤づくりと町民や地域活動への支援という役割を担う「町」の取り組みをそれぞれ示すため、「町民の役割」、「地域の役割」、「町の役割」と表現しています。

【町民・地域・町の主体的かつ積極的な行動と相互連携】



自治会・町内会、町内活動団体
民生委員・児童委員・社会福祉協議会、
サービス提供事業者等

基本目標1 ともに支え合う地域づくり

(1) 福祉教育の推進

現状と課題

地域福祉を推進していくためには、子どもから大人まですべての町民が、他人を思いやる心を持つことが大切です。

こうした気持ちは、子どもの頃からボランティア活動などを通じて培われることから、少しでも早いうちから、福祉教育に取り組んでいく必要があります。

また、福祉教育は、家庭・学校・地域・町がそれぞれの立場に立って取り組むべき課題であり、家庭では、親子のふれあいを通じて基本的なルールを身につけ、学校では、「総合的な学習の時間」などにおける実践的な福祉教育を行い、地域では、さまざまな地域活動を通じた福祉教育を実施し、町においては、これらを連携させるとともに支援する環境づくりが求められています。

施策の展開

① 家庭における福祉教育の推進

町民の役割	◇家庭内でのふれあいを大切にし、家族で会話する時間をつくります。 ◇福祉に关心を持ち、福祉教育の場へ積極的に参加します。
地域の役割	◇福祉教育に関する勉強会や研修会などを開催します。 ◇自治会・町内会などと子ども会との連携により、親子で参加できる福祉体験教室（高齢・しうがい疑似体験）や研修会などを開催します。
町の役割	◇福祉教育に関する各種情報を積極的に提供します。 ◇福祉教育に関する講演会や研修会などを開催し、親子で福祉について考える機会をつくります。

② 学校教育における福祉教育の推進

町民の役割	◇学校行事には積極的に参加し、子どもの顔が見えるようにします。 ◇学校教育は、地域生活の一部であるという認識を持ちます。
地域の役割	◇学校の取り組みに協力して、子どもたちへの福祉教育を支援します。 ◇地域にある福祉施設との交流活動を促進します。
町の役割	◇高齢者やしうがい者との交流活動、福祉体験教室（高齢・しうがい疑似体験）、養護学校などの交流教育、総合的な学習の時間などにおけるボランティア活動への理解や参加を促す実践的な福祉教育を推進します。 ◇福祉と教育担当部署の連携により、福祉教育の充実に努めます。

「第4章 施策の展開」

③ 生涯学習における福祉教育の推進

町民の役割	◇福祉に关心を持ち、福祉教育の場に合った生涯学習・講座などへも積極的に参加します。
地域の役割	◇福祉に関する勉強会や研修会など、福祉教育の機会をつくります。 ◇日頃から高齢者やしうがい者との関わりを持ち、高齢者やしうがい者への理解を深めます。 ◇サービス提供事業者は、地域への施設の開放や交流を通じて、ボランティアや体験学習の受け入れに協力します。
町の役割	◇福祉教育に関する各種情報を積極的に提供します。 ◇福祉教育に関する講演会や学習会などを開催し、町民の積極的な参加を促進します。 ◇生涯学習の場に、知識や経験豊富な人材を活用します。 ◇福祉と教育担当部署の連携により、福祉教育の充実に努めます。

(2) 人権意識の向上

現状と課題

ふれあいのあるまちづくりを進めるためには、地域で暮らす人々が、お互いにひとりの人間として尊厳を認め合える地域社会を築いていく必要があります。

しかし、現状では、児童や高齢者への虐待や配偶者からの暴力、女性の人権に関するセクシャル・ハラスメント、また、しうがいへの認識不足による誤解や偏見、LGBTへの認識不足や偏見などにより、本人や家族が差別的な言動を受けるなどの人権侵害が依然として発生しています。

心身に深い傷を負わせるこれらの行為は、基本的人権の侵害であり、地域と町が一体となって根絶しなければなりません。そのためには、町民一人ひとりの人権意識を向上させることが重要です。

施策の展開

人権尊重の意識づくり

町民の役割	<ul style="list-style-type: none">◇町民一人ひとりが、お互いに人権を認め合い、人権意識の向上に努めます。◇身の回りで人権侵害と思われる様子を発見したら、町や関係機関へ早急に通報・情報提供します。
地域の役割	<ul style="list-style-type: none">◇「人権侵害を見過ごさない」という意識を高めます。◇地域で人権侵害と思われる様子を発見したら、町や関係機関へ早急に通報・情報提供します。◇日頃から高齢者やしうがい者との関わりを持ち、高齢者やしうがい者への理解を深めます。◇サービス提供事業者やボランティア団体、各種団体などは、積極的に人権学習に取り組みます。◇社会福祉協議会は、心配ごと相談所の活用を図ります。
町の役割	<ul style="list-style-type: none">◇あらゆる人権問題に正しい理解と認識を深めるため、様々な機会を通じて人権意識の普及・啓発を図ります。◇人権侵害の早期発見・防止対策の仕組みづくりを確立します。◇地域における身近な相談体制の確立に努めます。◇人権擁護委員の活動促進に努めます。◇府内、関係機関などとの連携を充実・強化します。◇LGBTを含む人件侵害に対する支援活動を推進します。◇CFCIの実践団体として子どもの権利保障、権利条約を具現化する活動を推進します。

(3) 地域ぐるみでの交流促進

現状と課題

ひとり暮らし高齢者や子育て家庭の孤立化、また、ひきこもりから孤独死を招くなどの問題が増加している今日、公的なサービスだけでは十分に把握しきれない多くの生活課題への対応が地域に求められています。さらに、個人の価値観の多様化や個人情報保護などの社会情勢により、「向う三軒両隣」の意識が薄れつつあることも、問題を複雑にしています。

このような中、近所同士での声かけや行事への誘いなど、地域でのつながりを広げていくとともに、自治会・町内会や各種団体などとも協力しながら、地域ぐるみでの交流や連携を図っていくことが重要になっています。

また、地域での支え合いを進めていくには、子どもから高齢者まで町民すべてが地域で気軽に集まり交流できる地域活動から、一人ひとりの顔が見える地域にすることが大切です。

施策の展開

① 隣近所の声かけ・支え合い

町民の役割	◇隣近所とのあいさつや声かけを普段から心掛けます。 ◇できることがあれば手伝うよう心掛けます。
地域の役割	◇地域内でも積極的に声かけをします。 ◇地域で手助けができる仕組みをつくります。
町の役割	◇地域でのつながりの重要性について意識啓発を図ります。 ◇声かけ運動を推進するため、地域支え合い活動交付金事業の充実を図ります。 ◇家庭や学校、地域での声かけ運動の展開を支援します。

② 地域活動への参加促進

町民の役割	◇地域の交流の場や行事などへ、隣近所で誘い合って参加します。 ◇普段から声かけをし、外に出る「きっかけ」をつくります。
地域の役割	◇サロンなど、町民が気軽に参加できる交流の機会をつくります。 ◇高齢者やしうがい者とのふれあいや交流の機会をつくります。 ◇より多くの町民が参加できるよう開催時期や時間、内容の見直しや充実を図ります。 ◇地域の活動団体の情報を掲示板や回覧などで周知し、町民の参加を促進します。
町の役割	◇地域活動への参加を促進するため、地域支え合い活動交付金事業の充実を図ります。

「第4章 施策の展開」

③ 地域での世代間交流

町民の役割	◇地域の世代間交流の場へ積極的に参加します。
地域の役割	◇自治会・町内会や老人クラブ、子ども会、ボランティア団体などで世代間交流の機会をつくります。
町の役割	◇自治会・町内会や老人クラブ、子ども会、ボランティア団体などにおける活発な世代間交流を促進するため、地域支え合い活動交付金事業の充実を図ります。 ◇子どもたちが、福祉施設を訪問したり、保育園や学校に高齢者を招くなど、世代間交流の機会を拡充します。 ◇保育園や小・中学校の行事、児童館活動などの子どもの交流の場を通じた世代間交流を促進します。 ◇公共施設の開放により、世代間交流の場を提供します。

(4) 地域福祉活動の拠点づくり

現状と課題

高齢者やしうがい者、児童等が地域の人と出会い、多世代で交流するためには、誰もが参加しやすく、いつでも話し合いや情報交換などの交流ができる活動拠点が必要となってきます。

地域には公共施設や民間施設、また、使われないままになっている施設や空き家などがあり、その有効活用が求められているとともに、特に公共施設については、災害や緊急時には避難場所としても活用できるため、防災対策の観点からも日々の地域活動に利用できるよう環境整備を図る必要があります。

また、ハード面だけではなく、その場所を利用しやすくする工夫など、ソフト面での充実を図ることも重要です。

施策の展開

活動拠点の確保

町民の役割	◇地域の交流の場や行事などへ、隣近所で誘い合って参加します。
地域の役割	◇公民館や自治会館などの地域の既存施設を、交流や団体活動の場として積極的に活用します。 ◇町民の集まりやすい店舗、空家などを地域の交流の場として活用します。
町の役割	◇高齢者やしうがい者、児童等がサロン活動等にて交流できる多世代交流施設の整備を推進します。 ◇老朽化した公共施設の環境整備を図るとともに、使われないままになっている民間の施設や空き家、空き店舗など、地域の様々な資源を活用した、新たな地域福祉活動の場の確保に努めます。 ◇公共施設の利用手続きの簡素化など、ソフト面での充実を図ります。 ◇地域の既存の活動拠点や、NPO法人・民間等を含めた福祉の活動場等について、町民が情報を得られるよう情報発信に努めます。

(5) 地域福祉ネットワークの構築

現状と課題

地域には、様々な生活課題を抱えている人や支援を必要としながらも既存の制度やサービスなどでは十分に対応できないケースも生じています。特に最近では、増加するひとり暮らし高齢者や子育て家庭の孤立化、防犯の観点からの子どもの見守りなど、大きな課題が存在しています。

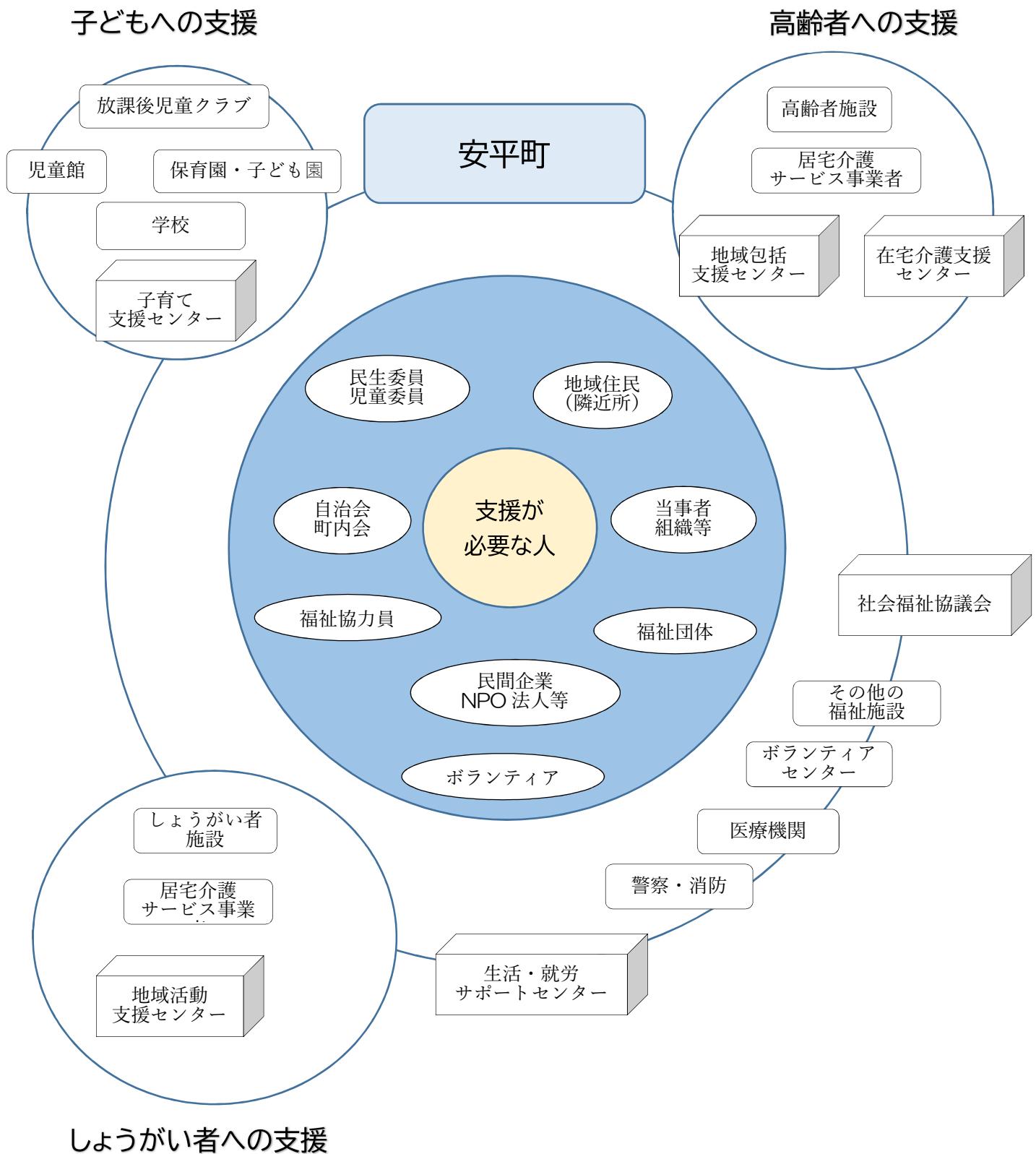
こうした支援を必要としている人たちを地域で支えていくためには、町民や自治会・町内会、各種団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、サービス提供事業者、町などが地域の生活課題を共有し、連携を図るとともに、保健・医療・福祉間の横断的な連携のもと、地域で支え合うネットワークを築く必要があります。

施策の展開

地域で支え合うネットワークづくり

町民の役割	<ul style="list-style-type: none">◇地域の福祉活動には、積極的に参加・協力します。◇日頃から居住地の担当民生委員・児童委員や福祉協力員などを把握しておき、困りごとがあったらいつでも相談するよう心掛けます。
地域の役割	<ul style="list-style-type: none">◇地域で支援を必要としている人などを常に把握し、地域だけで解決できない課題に対しては、町や社会福祉協議会に情報提供するなど、必要に応じた助け合いができるよう連携を図ります。◇民生委員・児童委員や福祉協力員など、町や関係機関への橋渡し役となる関係者や町民との連携を強めます。◇地域サポート隊の結成など、新たな見守り体制の構築に努めます。◇社会福祉協議会は、<u>地域ミーティング</u>や<u>地域ネットワーク会議</u>を実施し、保健、医療、福祉、地域団体等の情報共有によって、連携の強化を図ります。
町の役割	<ul style="list-style-type: none">◇地域見守りネットワーク体制の充実を図ります。◇地域で支え合うネットワークづくりの必要性について啓発に努めます。◇地域で活動している関係団体などへ積極的な情報提供を行います。◇地域との連携により、支援を必要としている人の把握に努めるとともに、その情報共有のあり方などのルールづくりを検討します。◇高齢者やしおうがい者、児童を包括した地域福祉ネットワークを構築します。◇地域の課題を地域で解決する仕組みづくりを確立します。

【地域福祉ネットワークのイメージ】



基本目標2 地域福祉活動の担い手づくり

(1) 地域福祉を担う人材・団体の育成

現状と課題

地域福祉をより向上させるためには、性別、年齢などに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として、あらゆる場面に参加していくことが重要であり、地域福祉を担う人材の発掘・育成が必要不可欠です。近年、ボランティアやNPO活動など社会貢献活動への関心が高まり、こうした活動が公的な福祉サービスと相互に連動、補完し合うことによって、私たちの地域での暮らしが安心で豊かなものになると期待されています。

また、地域には自治会・町内会や老人クラブ、子ども会など様々な組織や団体があり、地域に根付いた活動を展開しています。しかし、それぞれの組織や団体に共通する課題として、会員の減少や高齢化による参加者確保などの問題があがっています。今後も、活動の周知に取り組み、関係団体の活動のさらなる活性化を図り、NPO団体等の支援も行っていく必要があります。

さらに、既存の福祉制度のみでは十分な支援が得られない、いわゆる制度の狭間となる問題が増加しています。そのような課題に取り組むため、新たなサービス提供体制を整える必要があり、その体制を支える人材・団体の育成が急務となっております。

施策の展開

① 地域福祉を担う人材の発掘・育成

町民の役割	◇地域福祉活動に关心を持ち、研修会などへ積極的に参加します。
地域の役割	◇各種団体の後継者となる人材を育成します。 ◇高齢者が持つ経験や技術が活かせるような環境をつくります。 ◇社会福祉協議会は、 <u>生活支援コーディネーター</u> の活動を推進し生活支援体制整備事業の充実を図ります。また、福祉協力員の育成と確保を図るとともに、地域で活動しやすい環境をつくるため、積極的に情報提供を行います。
町の役割	◇地域福祉活動の中心となるリーダーの必要性について啓発に努めます。 ◇福祉ボランティア資格取得支援助成金交付制度の充実を図ります。 ◇地域生活課題の解決に向けて、生活支援コーディネーターの活用を実施します。 ◇NPO法人支援、地域おこし協力隊の活用を行い地域福祉発展に努めます。

② ボランティアなどの育成・支援

町民の役割	◇ボランティア活動に関心を持ち、研修会などへ積極的に参加します。 ◇地域福祉に貢献できる活動を見つけ、実行してみます。
地域の役割	◇ボランティア団体は、お互いの活動に関心をもち、情報交換を行うようになります。 ◇サービス提供事業者は、町民との交流機会やボランティアの体験機会の提供などに協力します。 ◇社会福祉協議会は、ボランティアセンターの機能の充実を図るとともに、 <u>ボランティアコーディネーター</u> を配置し、事業の拡充と機能強化に努めます。また、ボランティア養成講座など、各種研修会を開催し、ボランティア意識の高揚を図ります。 ◇社会福祉協議会は、ボランティア団体とその活動内容を掲載した「ボランティア活動ガイドブック」の内容を充実させます。
町の役割	◇ボランティア活動に関する各種情報を積極的に提供します。 ◇ボランティア活動の拠点となる公共施設を開放します。 ◇地域内消費と連動させた福祉ボランティアポイントを創設します。

③ 福祉関係団体などの育成・支援

町民の役割	◇地域のさまざまな福祉関係団体などの活動に関心を持ち、積極的に参加します。 ◇共同募金活動などに協力します。
地域の役割	◇団体の活動内容を積極的にPRします。 ◇団体の活動内容や組織のあり方を工夫するなど、新たな発想を取り入れた魅力ある団体づくりと運営に取り組みます。 ◇団体同士がお互いの活動を理解し、協働します。
町の役割	◇各種団体の活性化を図るため、先進的な取組事例などの情報を積極的に提供します。 ◇町と自治会・町内会、老人クラブなどが相互に協力し、加入率が低い地域への加入促進に努めます。 ◇地域福祉に関わるさまざまな団体間のネットワークを構築します。

(2) 民生委員・児童委員活動の充実

現状と課題

民生委員・児童委員及び主任児童委員は、支援を必要としている人たちを町や関係機関へつなぐ「橋渡し役」として活動しています。今後も、それぞれの活動がより効果的、効率的に行われるよう必要な情報を提供するとともに、地域福祉活動の担い手とし積極的に活動できるよう研修の充実や人材の育成強化を図る必要があります。

また、近年の、住民ニーズの多様化・高度化に伴う活動の増加などにより、民生委員・児童委員の成り手が不足しているという問題も生じているため、これら担い手の確保が課題となっています。

施策の展開

民生委員・児童委員活動の充実

町民の役割	◇日頃から居住地の担当民生委員・児童委員や主任児童委員を把握しておき、困りごとがあつたらいつでも相談するよう心掛けます。
地域の役割	◇民生委員・児童委員や主任児童委員が活動しやすいよう、積極的に情報提供を行います。 ◇自治会・町内会や民生委員・児童委員などとの情報交換・意見交換の機会をつくります。
町の役割	◇民生委員・児童委員や主任児童委員に対する理解を深めるため、役割や活動内容を広く周知します。 ◇福祉に関する知識や新しい制度などの情報を適切に入手することができるよう、研修活動を充実させます。 ◇人材の育成と確保を図るとともに、地域で活動しやすいような環境をつくるため、積極的に情報提供を行います。 ◇民生委員・児童委員と福祉協力員を対象とした研修会などを開催し、それぞれの役割の明確化と連携強化を図ります。

（3）社会福祉協議会活動の活性化

現状と課題

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を担う中心的な団体」として位置づけられており、自治会・町内会、ボランティア団体、民生委員・児童委員、サービス提供事業者や町などと連携を図りながら、町民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指し、さまざまな活動を行っています。

今後も、地域に根ざした福祉活動を活性化させるため、社会福祉協議会との連携を強化するとともに、本計画と連動した「地域福祉実践計画」の取り組みを支援する必要があります。

施策の展開

社会福祉協議会活動の活性化

町民の役割	◇社会福祉協議会の活動に関心を持ち、地域福祉に関する活動に積極的に参加します。
地域の役割	◇社会福祉協議会と連携を図り、関係団体などとのネットワークを構築します。 ◇社会福祉協議会は、会員の加入を促進し、組織体制を強化するとともに、活動に対する町民の理解が得られるよう、住民ニーズを的確に捉えた質の高い福祉サービスの安定供給に努めます。
町の役割	◇補助金を含めた支援を充実し、体制強化に努めます。 ◇本計画と連動した「地域福祉実践計画」の取り組みを支援します。

基本目標3 安心して利用できる福祉サービスの体制づくり

(1) 福祉サービスの情報提供の充実

現状と課題

福祉サービスをめぐる環境は絶えず変化し、町では、サービスの内容や制度に関する情報を広報紙やパンフレット、ホームページ、あびらチャンネル、YouTube、SNS、LINE@などのICTを活用した、さまざまな手法により提供しています。

しかし、高齢者などには専門用語や情報量の多さから、内容がわかりにくいという現状があり、当事者の立場を考慮したわかりやすい情報の提供が求められています。

このため、すべてのサービス利用者が、身近な地域において安心してサービスを受けられるような情報提供システムの整備と広報活動の充実を図る必要があります。また、マイナンバー制度の確立やデジタル化等に伴う、各種申請の手続きの利便性の向上、情報発信に係る最新ツールの適用等を行っていく必要があります。

施策の展開

① 福祉サービスのわかりやすい情報の提供

町民の役割	◇広報紙や回覧などは必ず目を通すよう心掛けます。 ◇日頃から隣近所への声かけなどにより情報交換を行います。
地域の役割	◇交流の場や行事などへの参加を通じ情報提供します。 ◇民生委員・児童委員やボランティア団体などを通じ情報提供します。 ◇サービス提供事業者は、わかりやすい事業内容の提供に努めます。 ◇社会福祉協議会は、町やサービス提供事業者、関係団体などと連携し、福祉サービスに関する情報の周知を図ります。
町の役割	◇専門用語を使用しない、ひらがなやフリガナの表記、文字を大きくするなど、町民にわかりやすいチラシなどを作成、配布します。 ◇高齢者やしうがい者の利便性を図るために、音声案内・文字拡大に対応したホームページの作成、あびらチャンネル、YouTube、SNS、LINE@などのICTを活用した情報発信に努めるとともに、ボランティア団体などによる点字広報紙の発行を支援します。 ◇サービス提供事業者を経由した情報提供を図ります。 ◇WEB版地域総合福祉計画の公開等、情報化社会に合わせた展開を図るとともに、幅広い方がわかりやすい情報を提供します。 ◇国が推奨するマイナンバーを活用した各種申請の電子申請化等を関係機関と連携し推進していきます。

(2) 相談・支援体制の整備と充実

現状と課題

保健・医療・福祉に関する相談は、町の関係窓口をはじめ、子育て世代包括支援センターや子育て支援センター、子ども家庭総合支援拠点、地域包括支援センターなどの専門相談窓口で対応しているとともに、地域においては、主に民生委員・児童委員が町や関係機関との橋渡し役として相談支援活動を行っています。

しかし、近年の複雑・多様化した生活課題に対する相談には、これまでのような分野別の相談窓口だけでは対応が難しく、相談窓口の利便性・専門性の向上や窓口間のネットワークの強化が求められています。

また、経済情勢等を起因とする生活保護に至る前の生活困窮者の自立支援に向けた相談体制の整備を図る必要があります。

施策の展開

① 総合相談体制の充実

町民の役割	◇ひとりで悩まず相談相手をつくるよう心掛けます。 ◇広報紙や町のホームページなどを通じ、各種情報を収集するとともに、日常的なサービスと相談窓口についての知識を身につけ、積極的に活用します。
地域の役割	◇支援を必要としている人の状況把握など、地域における情報の収集に努め、各種相談窓口へつなぐなど、解決へ向けた対策を講じます。
町の役割	◇各種福祉サービスの内容や相談窓口の周知徹底を図ります。 ◇保健・医療・福祉に介護を加えた地域包括支援ケアシステムの構築を進め、連携した町民支援を行います。 ◇各種相談窓口と子育て世代包括支援センター、子育て支援センター、子ども家庭総合支援拠点、地域包括支援センターなどの専門相談窓口の連携による機能の充実を図ります。 ◇福祉に関する専門的な相談が受けられるよう、専門知識を有する職員の登用に努めます。 ◇生活困窮者の自立に向けた相談支援を行うため、生活・就労サポートセンター等の関係機関と緊密に連携します。

(3) 福祉サービスの確保

現状と課題

従来の福祉サービスは、行政がサービス内容などを決定し提供していましたが、現在では、介護保険法や障害者総合支援法などによりサービス利用者がサービスを選択して自らの意志に基づき利用する、利用者本位の仕組みへと変わりました。

近年の住民ニーズの多様化・高度化により、きめ細やかな対応を行うためには、住民ニーズに合ったサービスの基盤整備を図るとともに、福祉サービスの質を確保していくことが必要です。

施策の展開

① 福祉サービス施策の推進

町民の役割	◇自分の生活に関わるさまざまな福祉サービスに関心を持ち、必要なサービスを利用します。 ◇サービス提供事業者や施設に対する正しい理解を深めるため、情報収集に努めます。
地域の役割	◇公的サービスでは対応できない部分について、地域で支援していくことができるよう、環境の整備に努めます。 ◇サービス提供事業者は、地域社会の一員として活動に参加し、ともに生活課題を解決していく視点で、地域に根ざした運営を進めます。
町の役割	◇保健福祉分野の個別計画に基づき、住民ニーズに合った各種福祉サービスの基盤整備を図ります。 ◇高齢者、しうがい者、子育て家庭など、それぞれの支援事業の充実、強化を図り、必要なサービスを、町民が気軽に受けられる環境づくりに努めます。

② 福祉サービスの質の確保

町民の役割	◇保健・医療・福祉にかかる制度やサービスについて正しく理解します。 ◇必要な情報を集め、自分に最適なサービスを選択し、わからないことがある場合は、サービス提供事業者から十分に聞き取り、納得した上でサービスを受けます。
地域の役割	◇サービス提供事業者は、北海道基準による自己評価や <u>第三者評価</u> を行い利用者や関係機関などへ結果を公表し、不十分な点について改善方法を検討するとともに、専門職員の資質向上に努めます。
町の役割	◇サービス利用者に対し制度やサービスの内容を十分に説明し理解を求めます。 ◇サービス提供事業者に対し、自己評価や第三者評価の実施を促します。 ◇関係法令に基づき、必要に応じてサービス提供事業者への指導監査を実施します。

(4) 成年後見制度の利用促進と福祉サービス利用者の保護

現状と課題

認知症高齢者や知的しがい及び精神しがいのある方など判断能力が不十分な方々が地域において安心して生活を送るためには、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」をはじめとする権利擁護に係る支援が必要となります。

しかしながら、現状では制度等の認知が十分とはいえない状況や成年後見制度においては、親族がおらず申し立てができない、費用負担が難しいなどの理由から制度利用が進んでいないといった状況となっており、今後、認知症高齢者の増加や知的しがい及び精神しがいのある方の地域生活移行の進展が見込まれる中、これらの方々を支援するための権利擁護体制の充実が重要な課題となってきます。また、サービス利用者とサービス提供事業者が対等な関係で福祉サービスを利用できるよう、サービス利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整える必要があります。

このように、安心して福祉サービスを利用するためには、サービス利用者本人の意思が最大限に尊重されることが重要であり、併せて、サービス利用者を保護する取り組みが必要です。

施策の展開

① 成年後見制度などの利用促進

町民の役割	◇成年後見制度や日常生活自立支援事業について、関心を持ちます。 ◇成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を必要としている人について、町や社会福祉協議会へ情報提供します。
地域の役割	◇成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を必要とする人の把握に努め、町や社会福祉協議会へ情報提供します。 ◇社会福祉協議会は、日常生活自立支援事業の周知を図ります。
町の役割	◇成年後見制度の利用の促進に向け、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉及び、司法や地域の関係団体と連携を図りながら、「チーム」、「協議会」、「中核機関」を構成要素とする、権利擁護の地域連携ネットワークを構築します。 ◇令和4年度より中核機関（苫小牧市成年後見支援センター）を広域（苫小牧市、厚真町、むかわ町、安平町）で設置しており、地域連携ネットワークが、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を効果的に果たすための司令塔として活動しております。

「第4章 施策の展開」

	<p>◇社会福祉協議会で行われている「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」と連携し、対象者の状況に応じて、スムーズに成年後見制度への移行を図ります。</p> <p>◇認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方で、後見等開始の審判の申立てが必要だが、申立てをする親族がいない場合には、町長が代わって家庭裁判所への申立てを行っております。また、成年後見制度利用のための費用負担が困難な方へは、これらの費用の助成を行っております。</p>
--	---

上記の項目は、「成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）」第23条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村計画）」として位置付けるものです。

② 苦情・改善意見などへの対応

町民の役割	◇サービス利用に関する苦情は、サービス提供事業者に申し出て、解決がつかないときは気兼ねなく町の相談窓口に申し出ます。
地域の役割	◇サービス提供事業者は、北海道基準による自己評価や第三者評価を行いサービスに対する苦情と解決についての情報の公開に努めます。
町の役割	◇苦情対応の仕組みや相談窓口の周知徹底を図ります。 ◇サービス利用者からの要望や意見、苦情を関係部署全体で共有し、改善策を速やかに検討する体制づくりを確立します。 ◇サービス提供事業者に対し、自己評価や第三者評価の実施を促します。

(5) 保健・医療・福祉・介護間の連携強化と地域包括ケアシステムの整備

現状と課題

近年の複雑・多様化した生活課題や住民ニーズに対応するためには、福祉サービスだけで解決することが難しく、保健や医療などのサービスを含めた総合的な対応、連携が求められています。

また、介護や医療が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、住宅、医療、介護、介護予防、生活支援などのサービスを整え、地域全体で生活を支える仕組みの構築が課題となっており、急激に少子高齢化が進行する中、2025年以降の将来を見据え「医療・福祉・介護の連携、機能強化」に重点を置いた地域包括ケアシステムの構築が急務となっています。さらに、福祉サービスの質を充実させるためには、サービス提供事業者間で利用者情報を共有化し、サービス提供事業者相互の役割を認識することが重要です。

施策の展開

① 保健・医療・福祉・介護の関係機関における連携強化

町民の役割	◇自分が受けようとする医療や福祉サービスの内容と意義をよく理解した上で、自らの選択で適切なサービスを受けるようにします。 ◇自分の健康は自分で守るということから、安心して相談できる「かかりつけ医」を持つようにします。
地域の役割	◇各関係機関の連絡会議などにおいて、分野間の情報交換と問題の共有化を図ります。 ◇サービス提供事業者は、町民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの質の向上に努め、良質なサービスの提供、サービス利用者の保護や情報提供、地域との積極的な交流に努めます。 ◇かかりつけ医などの医療機関も、地域社会の一員として期待されており、町民や町からの相談に積極的に応じるよう努めます。
町の役割	◇地域医療体制連絡会議などを通じ、課題の把握と解決の方向性についての検討を行います。 ◇必要な情報が関係機関で共有化できるよう配慮するとともに、個人情報の保護に努めます。 ◇保健・医療・福祉・介護の関係機関が連携して、総合的な対応が即時にできる仕組みづくりを確立します。 ◇保健・医療・福祉に介護を加えた、地域包括ケアシステムの構築に向けた環境整備に努めます。また、在宅医療の在り方等も含め推進に努めます。

基本目標4 いきいきと生活できる支援体制づくり

(1) 在宅生活支援の充実

現状と課題

福祉・医療制度の改正により、高齢者やしうがい者が施設や病院での生活から地域での在宅生活へ移行しつつある今日、高齢者やしうがい者など、支援を必要としている人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、既存の福祉サービスのほか、見守りをはじめとする地域による日常生活の支援とともに、介護する家族の負担を軽減するための取り組みが必要です。

施策の展開

① 在宅支援の充実

町民の役割	◇隣近所とのあいさつや声かけを普段から心掛け、気軽に買い物などを頼めるような人間関係をつくります。 ◇自分の生活に関わるさまざまな福祉サービスに关心を持ち、必要なサービスを利用します。
地域の役割	◇地域で手助けができる仕組みをつくります。 ◇サービス提供事業者は、地域との結びつきを一層重視し、地域との交流や事業の啓発に努めます。
町の役割	◇福祉サービスに係る必要な情報をきめ細かく提供します。 ◇買物など日常生活を地域で支援していくことができるよう、環境の整備に努めます。 ◇サービス利用者のニーズを把握したうえで、公的なサービスでは対応できない支援について検討します。

「第4章 施策の展開」

② 介護する家族への支援

町民の役割	◇日頃から相談相手をつくり、ひとりで悩まず相談するよう心掛けます。 ◇介護の大変さを理解し、出会いの機会をつくるよう心掛けます。
地域の役割	◇相談や情報交換の機会をつくります。 ◇自治会・町内会などで介護者サークルをつくり、介護する家族の参加を募ります。 ◇民生委員・児童委員やボランティアなどによる家庭訪問を行い、介護する家族の負担を軽減します。
町の役割	◇介護する家族が、 <u>介護保険制度</u> などを十分に活用できるよう、制度の内容や仕組み、手続きの方法について周知します。 ◇自治会・町内会などを単位に家族介護教室を開催し、介護に関する知識の習得を図るとともに、介護する家族同士の交流を支援します。 ◇介護用品支給事業や家族介護慰労事業など、家族介護支援事業の充実を図ります。 ◇サービス利用者のニーズを把握したうえで、公的なサービスでは対応できない支援について検討します。 ◇認知症関連事業の開催等を通して、介護する家族への支援の取り組みを実施します。 ◇ <u>ケアラー</u> に対する課題解決に向けた取り組み、支援の充実に取り組みます。

(2) 健康づくり・生きがいづくりの促進

現状と課題

急速な高齢化の進行とともに、食生活や運動習慣などを原因とする生活習慣病が増加している今日、高齢期を健やかで心豊かに過ごせるよう、子どもから高齢者まで町民すべての健康の保持、増進に向けた健康づくりを推進し、疾病予防・介護予防の充実を図る必要があります。

一方で、いのちを守り、地域での暮らしを支えるには、医療体制の整備が欠かせません。本町においても、医療ニーズの多様化による専門医療機関の開設が課題となっています。

また、健康で充実した生活を送るためにには、心身ともに満たされることが重要であり、そのためには、誰もが生きがいをもって暮らすことができる環境づくりが求められています。

施策の展開

① 介護予防・健康づくり活動の促進

町民の役割	◇日頃から健康管理と早めの治療に心掛け、健康の自己管理意識を持ちます。 ◇介護予防教室や健康づくりの場へ積極的に参加します。
地域の役割	◇町民が気軽に参加できる介護予防や健康づくり活動の機会をつくります。
町の役割	◇地域での介護予防や健康づくり活動の場への参加を促進するため、活動内容などの情報を積極的に提供します。 ◇自治会・町内会などを単位に、健康づくりや介護予防に関する健康講話や各種測定・軽体操等を実施し、地域全体が健康に対する意識を高め自分の生活に取り入れることができるよう取り組みます。

② 地域医療体制の充実

町民の役割	◇日頃から健康管理と早めの治療に心掛け、健康の自己管理意識を持ちます。 ◇安心して相談できる「かかりつけ医」を持つようにします。
地域の役割	◇医療機関と保健や福祉の関係機関が協力し、地域医療の充実と在宅生活の支援に取り組みます。
町の役割	◇休日・夜間救急医療の確保に努めます。 ◇広域救急医療（ <u>二次救急医療</u> ）体制の充実を図ります。

③ 生きがいづくりの推進

町民の役割	◇生涯続けられる趣味を持ちます。 ◇自分が持つ知識や技能を地域活動に提供します。 ◇生きがいづくりの場へ積極的に参加します。
地域の役割	◇町民が気軽に参加できる生きがいづくりの機会をつくります。 ◇高齢者やしうがい者の持つ知識や経験を活かした交流の機会をつくります。
町の役割	◇地域での生きがいづくりの場への参加を促進するため、活動内容などの情報を積極的に提供します。 ◇高齢者やしうがい者などの生きがいづくりの充実を図ります。

(3) 次世代育成の支援

現状と課題

これからの中を担う大切な子どもたちを育てるには、父母など、保護者が子育てにおいて第一義的責任を有するという基本的認識の下に、地域でも子どもたちを見守り育てていくという意識が必要です。

かつては、町民と子どもの交流機会が多くありました。現在では、少子化の影響によって子ども会活動が少なくなるなど、町民が地域内の子どもに関わる機会が減り、子どもの情報を把握することが難しい状況にあります。このため、地域と子どもたちの関係を見直し、地域ぐるみで子育てに関わっていく方法を改めて検討する必要があります。

施策の展開

① 地域ぐるみの子育て支援の充実

町民の役割	◇地域の交流イベントなどへ、積極的に参加します。 ◇普段から声かけをし、外に出る「きっかけ」をつくります。 ◇健診などの機会を通じ、声かけを心掛けます。
地域の役割	◇交流の場への誘いや地域行事への参加の呼びかけなど、さまざまな機会を通じて声かけを行います。 ◇健診などの機会を通じた、子育てボランティアによるサポート体制の充実を図ります。
町の役割	◇子育てに関する意識啓発に取り組むとともに、地域の交流イベントなどの参加を促進するため、広報紙や町のホームページ、あびらチャンネル、YouTube、SNS、LINE@などのICTを活用、デジタル化の推進を図りつつ、情報発信に努めます。 ◇子育てボランティアの育成・支援に努めるとともに、子育てに関する研修会や子育て教室を開催します。 ◇地域全体で子育て家庭を支援する活動を推進します。 ◇一時的な託児などに対応するための支援活動事業を充実させます。 ◇地域において、子育て中の親子が気軽に集い、相談や交流ができる場を提供します。

基本目標5 安心・安全に暮らせる生活環境づくり

(1) ユニバーサルデザインの推進

現状と課題

子どもから高齢者まで、また、しうがいのある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らすためには、道路や公共施設などが安全で利用しやすいよう整備・改善を図る必要があります。

そのためには、バリア（障壁）をなくすということをさらに推し進め解消に努めるとともに、高齢者やしうがい者のためだけの特別な仕様ではなく、すべての人が快適に利用しやすい環境を整える「ユニバーサルデザイン」の視点を取り入れることが必要です。

また、町民の多くが、住み慣れた家や地域で安心して暮らし続けることを望んでいる中、高齢者やしうがい者などが病院や施設から地域へ戻る際の受入れ先や住居の確保も重要となっています。

施策の展開

① ユニバーサルデザインの推進

町民の役割	◇ユニバーサルデザインについての理解を深めます。 ◇高齢期を見通して生活しやすい住宅づくりを心掛けます。
地域の役割	◇ユニバーサルデザインについての理解を深めるための学習会などを開催します。 ◇地域内の施設や道路などでユニバーサルデザインが必要な箇所について効果的な解決方法を考え、そのバリアの解消に努めます。 ◇高齢者やしうがい者などが安心して暮らせる住宅の確保に協力します。 ◇サービス提供事業者は、ユニバーサルデザインについて理解を深め、計画的に施設などの改善・整備に取り組みます。
町の役割	◇ユニバーサルデザインの理解を深めるための意識啓発を図ります。 ◇ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、道路や公共施設などの計画的な整備・改善に努めます。 ◇高齢者やしうがい者向けの住宅改修助成や支援制度の情報提供を積極的に行います。 ◇高齢者やしうがい者などを受け入れられる住居の把握と情報提供に努めます。

(2) 移動・交通手段の確保

現状と課題

車椅子の利用者や介護が必要な高齢者、重度のしうがい者にとって、自由に移動することは現実的に難しく、あきらめがちになり、場合によっては、ひきこもりを招くおそれがあります。

町内では、デマンドバス、循環バスの運行や通院移送サービス、外出支援サービスなどで移動や支援を必要としている人の通院手段を確保するとともに、要件を満たす方を対象にハイヤーをはじめとする町内の公共交通で使用できる「安平町共通回数乗車券」の交付を行い、経済的な支援を行っていますが、それらが多様なニーズに必ずしも対応できているとはいえない状況です。

このため、すべての人が住み慣れた地域の中の行きたいところに移動ができる環境を整備する必要があります。

施策の展開

① 移動・交通手段の確保

町民の役割	◇隣近所とのあいさつや声かけを普段から心掛け、気軽に移動の手助けを頼めるような人間関係をつくります。 ◇地域公共交通機関を積極的に利用します。
地域の役割	◇道路の清掃や整理を行うとともに、放置自転車など通行障害物を排除します。 ◇サービス提供事業者による移送サービス事業を継続できるよう、人材確保に努めます。
町の役割	◇地域公共交通機関の利便性の向上や利用促進策を講じ、公共交通の維持・確保に努めます。 ◇運転免許の自主返納者や地域公共交通機関の利用が不可欠な方への経済的負担軽減策を行い、外出や交流の活性化を図ります。 ◇公共交通機関の利用が困難な方が、通院移送サービスや外出支援サービスを利用しやすいよう、体制、制度の充実を図っていきます。 ◇安平町福祉交通助成事業の利用促進、利用しやすい体制整備を実施します。

(3) 地域の防犯・防災対策の推進

現状と課題

子どもたちの安全と平穏を脅かす犯罪や認知症高齢者などをだます悪質商法・詐欺、オレオレ詐欺などの犯罪が多発する現在、地域ぐるみで犯罪の未然防止や防犯体制を充実させるとともに、火災や地震・台風などによる災害から、生命と財産を守ることができる、安全で安心なまちづくりが必要です。

特に、北海道胆振東部地震の経験を踏まえた、寝たきりの高齢者やひとり暮らし高齢者、しうがい者など、災害時に援助が必要となる要援護者の安否確認や避難など、安全確保対策を促進する必要があります。

施策の展開

① 地域の防犯対策の推進

町民の役割	<ul style="list-style-type: none">◇隣近所とのあいさつや声かけを普段から心掛け、犯罪防止に努めます。◇「自分のまちは自分で守る」という防犯意識を持つよう心掛けます。◇子どもの見守りなど、地域の防犯活動に積極的に参加します。◇悪質商法について関心を持ち、被害に遭わないよう注意します。
地域の役割	<ul style="list-style-type: none">◇町民への情報提供により、防犯意識を高めます。◇地域から犯罪をなくすため、「<u>子どもサポート隊</u>」の充実を図るとともに、地域における自主的な防犯活動と防犯意識の高揚に努めます。◇町民やサービス提供事業者、関係機関などと連携し、地域内での啓発や見守り、声かけを行うなど、防犯体制の充実を図ります。
町の役割	<ul style="list-style-type: none">◇声かけ運動を推進するため、地域支え合い活動交付金事業の充実を図ります。◇町民の防犯意識を高めるための啓発活動を行うとともに、犯罪発生などの情報を速やかに周知します。◇地域における自主防犯組織の設立と、地域防犯活動の支援に取り組みます。◇防犯灯の整備などを通じて、安全・安心なまちづくりを進めます。また、主要施設等への防犯カメラの設置について検討します。◇消費生活センターや金融機関、関係部署と連携し、悪質商法などからの消費者保護に関する情報提供や啓発、相談などの充実を図ります。

② 地域の防災対策の推進

町民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ◇「自分の身は自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識を持つよう心掛けます。 ◇防災訓練に積極的に参加するとともに、避難場所や避難経路を日頃から確認しておきます。 ◇飲料水や食料、救急用品など、非常用持ち出し品※1を用意しておきます。 <p>※1 非常用持ち出し品の例については、ホームページ掲載の地域防災ハンドブックをご覧ください。</p>
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ◇自治会・町内会などを単位に自主防災組織を結成し、定期的に防災訓練を実施します。 ◇地域行事の中で、防災に関する研修会などを開催し、町民の防災意識の高揚を図ります。 ◇社会福祉協議会は、災害発生時速やかに、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入れや派遣を行います。
町の役割	<ul style="list-style-type: none"> ◇防災に関する正しい知識の普及と啓発のため、地域支え合い活動交付金事業の充実を図ります。 ◇自治会・町内会などで行う防災訓練、防災研修会の支援及び自主防災組織や防災ボランティアの育成・指導に努め、地域防災の活性化を図ります。 ◇自主防災組織を始め、警察や消防など防災関係機関のネットワークを構築し、災害対策を推進します。 ◇学校や公共施設などの防災対策を推進します。 ◇<u>地域防災計画</u>について関係機関との連携を図り、被災時の実効性を確保します。

③ 災害時における要援護者の支援

町民の役割	◇災害時には、まず自分の身を守り、次に家族や近隣住民の安否確認を行うとともに、関係者の指示に従い、安全な場所に避難します。 ◇災害発生時における避難ルート上の危険箇所について、把握に努めます。
地域の役割	◇地域の人が災害時に安否確認をしたり、手助けができるよう、近所の人の顔がわかり合える地域づくりに努めます。 ◇災害発生時における地域の危険箇所について把握しておきます。 ◇サービス提供事業者は、避難時の移送に協力します。 ◇社会福祉協議会は、町と連携し、要援護者の相談や支援体制の充実に努めます。
町の役割	◇常に要援護者の情報を把握し、関係機関などと情報の共有化を図りながら、避難行動要支援者名簿との整合を図り、災害時等要援護者台帳の更新を行います。 ◇町民や自治会・町内会、関係機関などと連携し、要援護者の安否確認や避難支援を円滑に行うことができる体制の整備に努めます。 ◇北海道胆振東部地震の経験を踏まえた要援護者支援マニュアルの改訂に取り組みます。

第5章 計画の推進

1 町民・地域・サービス提供事業者・町の協働による計画の推進

住み慣れた地域でお互いが助け合い、支え合える地域社会を実現させていくためには、町民や自治会・町内会、各種団体、サービス提供事業者、町などが担う役割を明らかにし、それぞれが協働してまちづくりを推進していくことが重要となります。

（1）町民の役割

町民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

今後は、地域福祉の担い手として福祉施策への意見を出し合い、自らが持っている知識や技術を活かし、自治会・町内会やボランティアなどの地域活動に積極的かつ主体的に参加するなどの役割が求められています。

（2）地域の役割

地域には、共助の力を高めることが期待されており、特に自治会・町内会や各種団体などは、それぞれの活動を行うとともに、他の団体と連携・協力することで、地域で行われている福祉活動をより一層強化し、充実させていく役割が求められています。

（3）サービス提供事業者の役割

福祉サービスの提供によりサービス利用者の自立を支援するほか、多様なニーズに応えるため、他の事業者や関係機関、各種団体などとの連携に努めることが求められています。併せて、サービスの質の確保、利用者の権利擁護、事業内容やサービス内容の情報提供など、サービスを利用しやすい環境づくりに努めることが求められています。

（4）町の役割

地域福祉の推進にあたって、町には町民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。

それを果たすため、関係機関や各種団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、住民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策を推進するとともに、福祉に関する総合相談体制や情報提供の充実に努めます。

2 計画の普及啓発

本計画の推進にあたっては、町民、地域、サービス提供事業者、町の各課が本計画の内容を理解し、日頃の業務や活動において本計画を意識していくことが必要です。町では、計画書（本編）や概要版を主要施設へ配布するとともに、広報紙や町ホームページなどを通じて周知を図ります。

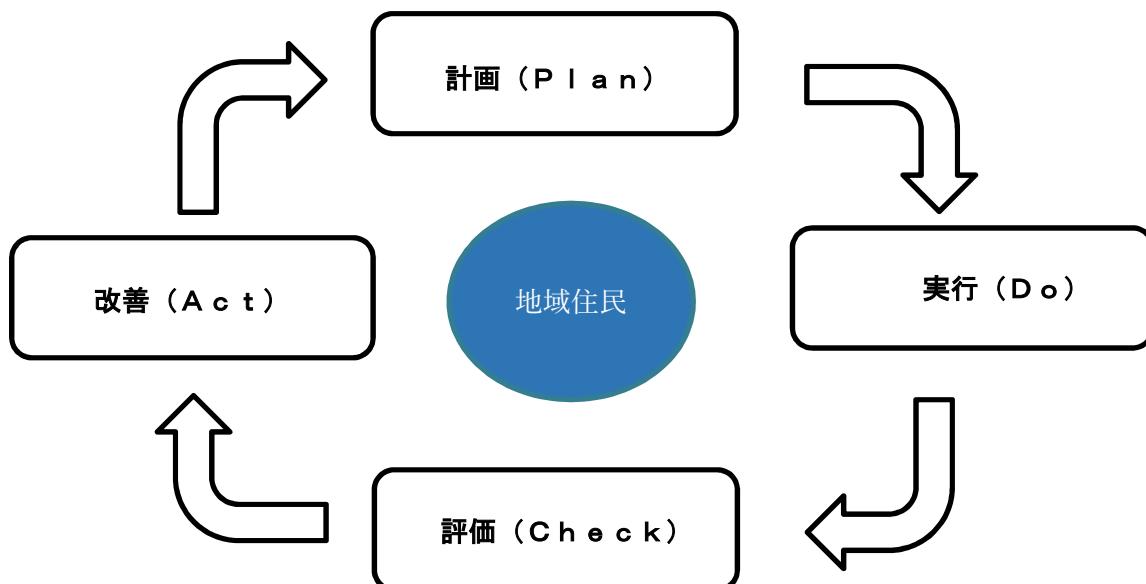
また、一層の普及を図るため、自治会・町内会や各種団体などへも本計画の内容を周知し、具体的な活動事例など、情報の提供や共有化を図ります。

3 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進していくためには、施策の実施状況や推進上の問題点を的確に把握・評価するP D C Aサイクルに沿った進行管理を行うことが重要です。進行管理を行う機関として、本町の保健・医療・福祉施策の総合的推進を図ることを目的に設置された「安平町地域福祉総合検討推進会議」において計画の進捗状況の管理及び計画の評価と見直しを行います。

また、本計画の上位計画である「安平町総合計画」、健康福祉分野の個別計画である「安平町次世代育成支援行動計画」、「安平町介護保険事業計画」、「安平町高齢者福祉計画」、「安平町しうがい福祉計画」、「安平町しうがい児福祉計画」、「健康あびら21」の進捗状況を確認しながら、本計画の進捗状況の点検・評価・改善の検討を行い、より効果的な施策の推進に努めます。

【P D C Aサイクルのイメージ】



しりょうへん
資料編

■ 安平町地域福祉総合検討推進会議委員名簿

氏 名	所 属	備 考
及川 秀一郎	地域福祉総合検討推進会議会長（安平町長）	
真保 立至	地域福祉部会長（安平町社会福祉協議会長）	
岸田 和也	保健部会長（国保運営協議会長）	
福田 剛	児童福祉部会長（はやきた子ども園長）	
中村 力	高齢者福祉部会長（安平町民生児童委員協議会長）	
戸田 好枝	しうがい福祉部会長（障がい者支援施設富門華寮施設長）	
佐々木 千花子	介護保険部会長（安平町民生児童委員協議会副会長）	
田中 一省	地域福祉総合検討推進会議委員（安平町副町長）	
種田 直章	地域福祉総合検討推進会議委員（安平町教育委員会教育長）	
永桶 憲義	地域福祉総合検討推進会議委員（安平町教育委員会教育次長）	
小板橋 憲仁	地域福祉総合検討推進会議委員（安平町健康福祉課参事）	

■ 用語の説明

《あ行》

【悪質商法】 P50

消費者を言葉巧みに勧誘し、高額な商品やサービスを売りつける販売方法のことをいいます。消費者を誘う方法も、ダイレクトメールやカタログ・チラシ・広告をはじめ、路上で声をかけたり、電話で勧誘したり、家や職場に訪ねてきたりとさまざまです。最近では、パソコン通信やインターネットを利用した詐欺まがいの商法まであります。

【N P O（民間非営利組織：non - profit organization）】 P32

ボランティア活動や営利を目的としない各種の公益活動、住民活動を行なう組織・団体をN P Oといい、そのうち特定非営利活動促進法に基づく一定の条件を満たして認証を受けた「特定非営利活動法人」を通称N P O法人といいます。

《か行》

【介護保険制度】 P44

介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年4月より実施されている社会保険制度のこと、加齢に伴って体の機能が衰え、日常生活に支障を来している被保険者に、必要な保険給付（介護サービスの提供）を行うものです。また、平成18年4月からは、介護予防をより推進するために、軽度者には新予防給付サービスを提供するとともに、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対して、地域包括支援センターが地域支援事業を実施することとなりました。

【介護予防】 P21

高齢者ができる限り寝たきりなどの要介護状態に陥らないようにしたり、要介護状態になった場合でも、少しでも状態を改善できるようにすることで、病気の予防とともに、転倒や低栄養あるいは軽度の認知症などを早めに対処し、地域の中で自立した生活を送ることを支援します。

【核家族化】 P1

「核家族」とは、夫婦とその未婚の子どもから成る家族の形態をいいます。ひとり親と未婚の子ども、または夫婦のみといった家族もこれに含まれます。都市化や高度経済成長とともに、3世代同居などの大家族世帯が減少し核家族化が進行したといわれます。

【協働】 P53

行政と住民やサービス提供事業者など地域で活動する多様な人や組織とが、共通の目的のためにお互いに責任と役割分担を自覚して、対等の関係で協力・連携しながら活動することをいいます。「協力しながら働く」という意味から「協働」という表現を使います。

【ケアラー】 P44

こころや体に不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のことです。（支援者）

「資料編」

【合計特殊出生率】 P10

再生産年齢（15歳から49歳まで）にある女子の年齢別出生率を合計した値をいい、ひとりの女子がその年次の年齢別出生率で産むと仮定した場合、生涯に産む平均子ども数を表しています。現在の人口を維持するには2.08が必要と言われ、先進各国の中でも日本が最も低い値となっています。

【高齢化率】 P11

総人口に占める65歳以上人口の割合をいい、地域の高齢化の程度をはかる指標として世界中で使用されています。

【孤独死】 P27

誰にも看取られずに亡くなることで、特に、ひとり暮らし高齢者が自室内で亡くなり、死後しばらく経ってから初めて遺体が発見されるような場合をいいます。「孤独死」という言葉は阪神・淡路大震災後に使われ出した言葉で、新たな課題となっています。

【子どもサポート隊】 P50

全国的に子どもが被害者になる事件・事故が多発する中、登下校時の子どもの安全を確保するため、地域住民や協力団体の自主的な取組みにより組織されたボランティアのことをいいます。

《さ行》

【サロン】 P28

地域の拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働で企画をし、内容を決め、共に運営していく、楽しい仲間づくり活動をいいます。

「サロン」は、ひとり暮らしであったり、家族がいても昼間ひとりきりで、会話する相手もなくひきこもりがちに暮らしている高齢者などが、気軽に出来て仲間づくりをしたり、一緒に食事をすることにより、高齢者が地域でいきいきと元気に暮らせることを目指しています。「サロン」自体は、高齢者だけでなく、地域のしょうがい者や子育て中の親など、ひきこもり孤立しがちな人たちが気軽に集まり仲間づくりができる活動です。

【社会福祉協議会】 P2

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つです。市町村社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助などを行います。

【主任児童委員】 P15

児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連絡・調整、また、児童委員が行う調査・指導などの活動に対し援助・協力をう児童委員をいいます。

【生涯学習】 P20

生きがいのある充実した人生を送るために、自分から進んで、自分の適した手段や方法で生涯を通じて行う学習のことをいいます。

「資料編」

【少子高齢化】 P1

出生率の低下や、平均寿命の伸びが原因で、人口に占める子供の割合が減り、同時に高齢者の割合が増えることをいいます。

【身体障害者手帳】 P13

身体障害者福祉法に定められた、しうがいがあると判定された人に交付される手帳のことをいいます。しうがいの程度に応じて1～6級に区分され、在宅生活の支援、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受ける場合に必要となります。

【生活保護】 P14

国が経済的に困窮するすべての国民に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する制度をいい、生活保護法に基づき自らの資産や能力その他のあらゆるものを活用してもなお生活の維持ができなくなった人（世帯）に対して支給されます。

【生活支援コーディネーター】 P32

2015年（平成27年）の介護保険制度改革において、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的に「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置と生活支援コーディネーターを組織的に補完するものとして、NPOや民間企業、協同組合などが参画し連携を図る「協議体」の設置が義務づけられました。

生活支援コーディネーターの役割には、①生活支援の担い手の養成、サービスの開発、②関係者のネットワーク化、③ニーズとサービスのマッチングといったものがあります。

【精神障害者保健福祉手帳】 P13

精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づき、精神しうがいの状態にあると認められた人に交付される手帳のことをいいます。しうがいの程度に応じて1～3級に区分され、医療費の助成、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受ける場合に必要となります。

【成年後見制度】 P20

認知症の高齢者や知的しうがい者、精神しうがい者などの判断力が十分でない成年者の契約や財産管理を保護する民法上の制度のことをいい、後見人、保佐人、補助人が本人を代理したり、助けたりするものです。

【セクシュアル・ハラスメント】 P26

相手方の意に反した、性的な言動を一方的に行い、それに対する反応によって就学あるいは就業をする上で一定の不利益を与えた、それを繰り返すことによって生活環境を著しく悪化させることをいいます。

【総合的な学習の時間】 P24

地域や学校、子どもたちに応じて、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を一層展開できるようにするために、また、自ら考える力など「生きる力」を育むためにこれまでの教科の枠を超えた横断的・総合的な学習ができる時間のことをいいます。

「資料編」

《た行》

【第三者評価】 P39

サービス利用者でもサービス提供事業者でもない第三者的組織や人が、事業の内容や質などを客観的に評価し、公表する仕組みのことをいいます。利用者の選択の幅を広げるほか、事業者間の競争意識を高め、サービスの質の向上を図るねらいがあります。

【地域ネットワーク会議】 P30

町民の誰もが住み慣れた地域や家庭で安心した生活ができるように、保健・医療・福祉サービスの総合的なシステムづくりをすすめるため、各分野の関係機関の連携や自治会・町内会・近隣住民からなる援護のネットワークのことをいいます。

【地域ミーティング】 P30

自治会・町内会ごとに年に1回行われ、自治会・町内会役員、福祉協力員、民生委員、役場職員、生活支援コーディネーターが集まり、地域での困りごとや要保護者についての情報交換等を行う会議のことをいいます。

【地域包括ケアシステム】 P2

地域住民に対し、保健サービス(健康づくり)、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーションなどの介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組みです。

【地域防災計画】 P51

災害対策基本法に基づき作成されたもので、町内における防災に関し、災害予防や災害応急対策、災害復旧などの災害対策を実施するため、災害関係機関や町民などがその全てをあげて、町民の生命や身体、財産を災害から保護するための計画のことをいいます。

【中核機関】 P4 2

成年後見制度における地域連携ネットワークにおいて、本人を後見人とともに支える「チーム」と、地域における「協議会」とを整備し適切に運営していくための機関。

《な行》

【二次救急医療】 P4 5

緊急の処置又は治療が必要なケガや病気などに対して行われる医療のことをいい、初期救急医療、二次救急医療、三次救急医療に区分して対応しています。

初期救急医療：主に軽度の救急患者に外来診療を行うもの。

二次救急医療：入院治療を必要とする重症救急患者に対する医療。

三次救急医療：心筋梗塞、脳卒中などの重篤救急患者に対する救命医療。

【日常生活自立支援事業】 P40

認知症高齢者や知的しうがい者、精神しうがい者など、判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理などを行う社会福祉協議会を実施主体として行われている事業のことをいいます。

【認知症高齢者】 P50

高齢期における脳の広範な器質的しうがいにより、獲得されている知能が低下していく

「資料編」

「認知症症状」を示している高齢者ことをいいます。認知症には「アルツハイマー型認知症」や脳血管障害による「脳血管性認知症」などがあります。平成16年の「痴呆」の呼称変更により、「痴呆性高齢者」にかわって、「認知症高齢者」の名称になっています。

【ネットワーク】 P20

社会福祉分野では、人間関係のつながりのことをいいます。事例としては、小地域ネットワーク活動といった用語のように、地域における住民同士の複数の関係のつながりを指します。

《は行》

【ひきこもり】 P1

ひとつの疾患やしあうがいを表すのではなく、長期にわたって社会に参加できず、生活の場が狭まった状態をさす言葉をいいます。精神疾患が原因の場合とそうではない場合の大きく2つに分けられます。

【福祉教育】 P20

福祉の理念や考え方、制度などについての知的関心を高めるとともに、すべての人が暮らしやすい、住みやすい社会を目指すための営みを多様な方法で体感、体得する教育活動のことをいいます。

【福祉協力員】 P15

地域の中で福祉問題を抱えて困っていたり、支援を求めている高齢者やしあうがい者など手助けが必要な人に対して、その立場に立って問題や悩みの解決を図るために、小地域ごとに配置されている「地域の福祉活動家」のことをいいます。自治会長や町内会長から推薦され、社会福祉協議会会长が委嘱します。

【福祉のまちづくり】 P35

高齢者やしあうがい者などをはじめすべての人が、日常生活や社会生活におけるさまざまな障壁が取り除かれることにより、等しく社会参加の機会を有することができるとともに、共に支え合い、自立した生活を送ることができる地域社会づくりをいいます。

【ボランティア】 P2

自発的な発意に基づいて、活動に対する金銭的な見返りは求めずに、社会的な活動に参加する人をいいます。

【ボランティアコーディネーター】 P33

ボランティア活動を支援し、ともに社会で起こっている問題や課題を解決していくためのサポートを行う専門職のことをいいます。近年のボランティア活動に対する関心の高まりの中で、適切な調整を行ったり、ボランティア活動への関心を高めるプログラムの提供などができるコーディネーターの必要性が求められています。

【ボランティアセンター】 P15

ボランティア活動を支援するために社会福祉協議会に設置されている機関です。

「資料編」

《ま行》

【民生委員・児童委員】 P2

地域住民の生活や福祉に関する相談、問題解決の支援にあたる地域の身近な相談役のことをいいます。民生委員法に基づき厚生労働大臣により委嘱され、また児童福祉法に基づく児童委員を兼務します。ひとり暮らし高齢者や困窮家庭への生活支援をはじめ、児童虐待や不登校の問題などにも関わり、地域福祉の中核となる存在です。

《や行》

【ユニバーサルデザイン】 P21

しょうがいを持つ人・持たない人の区別なく、すべての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計のことをいいます。製品や環境などの物的な面だけでなく、視覚情報を補う音声案内に対応したホームページなど情報面もその対象となります。

《ら行》

【療育手帳】 P13

知的しょうがい児(者)に対し、一貫した指導・相談を行い、また在宅生活の支援、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受けやすくするために交付される手帳のことをいいます。

※「障害」のひらがな表記について

安平町では、現在、「障害」の表記を、法令などに基づく制度の名称や医療用語、また、「高齢者・障害者」という文言でバランスを欠くときなどを除き、「しょうがい」とひらがなで表記するよう統一していますが、本計画書では、「障害」と「しょうがい」の混在による混乱を防ぐため、法令に基づく制度などの名称（障害者基本法、障害者自立支援法、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳など）のみ漢字で表記し、それ以外については、すべて「しょうがい」とひらがなで表記しています。

《A～》

【CFCI/CFCI 実践団体】

子どもと最も身近な行政単位である市町村等で、子どもの権利条約を具現化する活動。安平町は実践団体として、「子どもにやさしいまちづくり事業」を行っています。

【LGBT/※LGBTQ】 P1

レズビアン (lesbian)、ゲイ (Gay)、バイセクシュアル (Bisexual)、トランスジェンダー (Transgender)、※クィア (Queer) / クエスチョニング (Questioning) の頭文字を取って名付けられた、幅広いセクシュアリティ（性のあり方）を総称する言葉です。



安平町地域福祉総合計画

令和6年3月

発行／安平町

編集／安平町健康福祉課福祉グループ

住所：〒059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町95番地

電話：0145-29-7071 FAX:0145-29-7076